

## 令和6年涌谷町議会定例会3月会議（第2日）

令和6年3月8日（金曜日）

### 議事日程（第2号）

#### 1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 一般質問

1. 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

1. 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

1. 同意第 3号 情報公開・個人情報保護審査委員の選任について

1. 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

1. 議案第 8号 涌谷町監査委員条例の一部を改正する条例

1. 議案第 9号 涌谷町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

1. 議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第11号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第12号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

1. 議案第13号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例

1. 議案第14号 涌谷町水道事業給水条例の一部を改正する条例

1. 議案第15号 涌谷町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第16号 涌谷町下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第17号 涌谷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第18号 涌谷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第19号 涌谷町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第20号 涌谷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第21号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第22号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	一條 裕太郎 君	2番	二上 光子 君
3番	黒澤 朗 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	只野 順 君	8番	後藤 洋一 君
9番	伊藤 雅一 君	10番	杉浦 謙一 君
11番	門田 善則 君	12番	竹中 弘光 君
13番	大泉 治 君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	総務課 課長 参事兼課長	高橋 貢 君
総務課副参事兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	徳山 裕行 君	企画財政課 参事兼課長	大崎 俊一 君
まちづくり推進課長	熱海 潤 君	税務課 参事兼課長	紺野 哲 君
町民生活課 参事兼課長	今野 優子 君	町民医療福祉副センター長 兼国民健康保険病院 総務管理課参事兼課長	木村 智香子 君
福祉課長	鈴木 久美子 君	福祉課 子育て支援室長	佐藤 明美 君
健康課長	木村 治 君	農林振興課長	三浦 靖幸 君
建設課参事兼課長	小野 伸二 君	上下水道課長	岩淵 明 君
会計管理者兼会計課長	久道 正恵 君	農業委員会会長	日野 善勝 君
農業委員会事務局長	荒木 達也 君	教育委員会教育長	柴 有司 君
教育総務課長兼 給食センター所長	内藤 亮 君	生涯学習課長	阿部 雅裕 君
代表監査委員	城口 貴志生 君		

---

事務局職員出席者

事務局 長	渡邊 千春	総務 班 長	金山 みどり
-------	-------	--------	--------

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長(大泉 治君) 皆さん、おはようございます。

本日もよろしくお願ひいたします。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(大泉 治君) 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりです。

日程に入ります。



◎一般質問

○議長(大泉 治君) 日程第1、一般質問。

昨日に引き続き、かねて通告のありました一般質問をこれから許可いたします。

4番佐々木敏雄君、登壇願ひます。

[4番 佐々木敏雄君登壇]

○4番(佐々木敏雄君) おはようございます。

4番佐々木敏雄でございます。

まず、質問に入る前に、今年の元旦に発生いたしました能登半島地震により犠牲になられました方々にご冥福と、被災に遭われました皆様にはお見舞いを申し上げます。また、本町からも派遣されました被災地の復興・復旧に活動されました方々に慰労の意を表したいと思ひます。

それでは、一般質問をいたします。

項目といたしまして、町内に漂う閉塞感に対する多方面にわたる行政サービスをどう行おうと考えているかでございます。

閉塞感は、町民の方々と会うたびに、機会が多くなるたびにそういうことを感じていました。それに加え、新型コロナウイルスの発症で地域コミュニティが希薄となりなおさら強く感じるようになりました。このような閉塞感を町長はどのように感じておられるのか。観光やイベント、少子高齢化などの大枠の実感で結構ですので所感をお伺ひします。

○議長(大泉 治君) 町長、登壇願ひます。

[町長 遠藤稔雄君登壇]

○町長(遠藤稔雄君)

おはようございます。

本日もよろしくお願い申し上げます。

町内に漂う閉塞感に対する多方面にわたる行政サービスをどう行おうとしているのかというご質問でございます。

大変難しい質問でございますけれども、こういったようなときは私は多くの問題をどう処理するかというときに、これまでの5年間の中での政治手法としましては全部に対する取組はしないで一点突破で一つ一つを積み重ねて今日に至っております。そういう面から、全体を捉えて何もできないのではなくてその中のできるもの、あるいはしなければならないものをまず集中的に取り組んで、そして一つの解決を見たときに次に進むというそういう手法をしておりますので、そこは質問者のイメージともしかしたら違うかもしれませんのでお許しいただきたいと思います。

今、質問者がおっしゃられましたように、涌谷町を取り巻く状況として人口減少をはじめ少子化、高齢化、平成31年1月に発出しました財政非常事態宣言、そして令和4年度には過疎地域の指定等により町民の皆様には将来の不安が大きくなっているものと思います。こういった中でコロナ禍での経済の低迷というのもございました。

そうした中、財政非常事態宣言につきましては、昨年11月に解除することができて一筋の光が差してきているものと捉えております。しかし、財政非常事態宣言は解除することができましたものの、当町における人口減少等の課題が残っております。今後は、その諸問題を払拭すべく対策を講じてまいりたいと考えており、そのためには関わる人材の確保が必須と考え、まずは役場組織の見直しを図り4月から新体制で取り組む、場合によってはプロジェクトチームを設置するなどの横のつながりを意識し事業を進めてまいります。

令和6年度におきましては、こども家庭センターの設置、イングリッシュキャンプ事業の再開など子供たちの成長を支えるまちづくりの拡充や、株式会社ウェルファムフーズ様の新工場で生産される食肉と農産物等を組み合わせ新たな特産品の開発を図る特産品開発支援事業などを取り入れており、今後も将来へつながり有効と考えられる事業等について積極的に導入を検討してまいります。

しかしながら、町の財政状況を鑑みた場合、多方面にわたるサービスの向上を図るには限界がございます。限られた資源を効率的に活用し希望の持てる町にするため、来年度から2か年で第6次涌谷町総合計画を策定し、涌谷町が進むべき道を議員の皆様とともに模索して、町民の皆様と意見交換をしながら示してまいりたいと思っております。

こういったような総合計画でありますけれども、私自身非常に分かりづらい。ここまで自分の体で覚えさせて進んできたものですから、こういったものも町民の皆様ができるだけ一目見てこういう方向に進むのかなというように形にできれば大変希望の持てる総合計画になるのではないかなと思っております。

続けてよろしいですか。（「はい」の声あり）

観光につきましては、観光パンフレット……これでもよろしいですか、全部もう……（「はい」の声あり）観光につきましては、観光パンフレットを町内外に、例えば仙台空港、仙台駅並びに松島等観光客が集まるところに配布しており、ホームページやSNSを活用し情報発信をしていただいております。「日本遺産みちのくGOLD浪漫」では、構成市町と連携し構成市町を結ぶモデルコースを作成しており、各種イベントに参加し涌谷町の魅力を発信しております。また、仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会県北地域部会では、各市町の

観光資源を集めモニターツアーなどの取組を行っており、モニターの意見を参考にしながら恒常的にツアーが開催されることを期待しております。

各種イベントへの行政の対応につきましては、昨日6番議員のご質問にも回答申し上げましたが、既存のイベントにつきましては、関係機関と相談しながらこれまで今年で第74回を迎える東北鞍馬競技大会や第40回の節目の大会を迎える秋の山唄全国大会を観光協会とともに実施してまいりました。どちらも参加頭数や出場者数が減少傾向にあります。伝統行事として続ける努力をしてまいります。イベントにつきましては、町を盛り上げるため集まった有志の活動を行政がサポートして実施すべきと考えております。

少子化対策の一つとして、まずは若者の出会いの場をつくるために大崎定住自立圏青年交流推進事業や宮城県で行っている結婚相談、婚活サポート事業への参加、妊産婦の不安や子育て家庭での身近な相談や情報提供、助言などを行う利用者支援事業の窓口の設置やわくや子育て応援団、近隣市町で行っていない子育て短期入所生活援助事業を整備するなど子育て支援も充実させております。また、子供が生まれた後の施策といたしまして出産後子育ての子供の受入先となる民間保育所、認定こども園での延長保育や乳幼児一時預かり事業、公立幼稚園での預かり保育事業、未就園児の親子が利用できる子育て支援センターを充実させることで、子供たちの健やかな育ちへの支援と保護者支援を行っております。

高齢化につきましては、地域住民を巻き込んだ施策の展開を行うことにより閉塞感を脱却、コンセンサスにつながるものと考えております。施策といたしましては、重層事業の生活困窮支援等のための地域づくり事業としまして、昨年11月5日涌谷公民館を会場に「ふくし・ふれあい・フェスタ」を開催し181名の方に参加をいただきました。そのほかにも支えあいマップの作成や暮らしのサポート事業など各種事業を通じ、地域コミュニティーを形成する居場所づくりや多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うことで、身近な地域に共助の取組を活性化させ地域福祉の推進が現れると考えております。

住民を巻き込んだ施策から住民主体による地域づくり、まちづくりを行っていくことにより、活気がある自分の町での生きがい探しにつながっていくものと考えております。

1回目の答弁でございます。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） どうも。今、回答をいただきましたけれども、町長のこういうグローバルな質問というか、ですけれども一点突破と集中的なことということですので、個別に身近な具体的な町民の声を取り上げて質問をいたしたいと思っております。

まず、今年1月5日、新年祝賀会が開催されました。そこで、数人の区長さん方に区長会議での発言を制限されたとお聴きしましたが、区長さんの諸問題は直接担当課に行って聴いてほしい旨の制限があったと聴きました。このようなことも閉塞感につながっているものと思います。区長さん方は、行政区内の諸問題の解決のために他の行政区の解決策や意思を参考にしつつ状況把握と地区間の共有を図っているものと推察しています。地域と行政をつなぐ太いパイプは行政区長さんがお持ちで、情報の制限をするようなことは行うべきでないと思います。町民の生活の状況や困りごとなどの情報は、議員よりもはるかに行政区長さんの方が豊富に持っていらっしゃるし新しい情報であります。町民の身近な諸課題や情報を早期に知らなければ、行政としても事前対応やサービスの遅れにつながると思います。区長会議のような情報交換の場を大切にこそ行政サー

ビスも次のステップにつながるものと思慮されます。なぜこのような制限をされたのか、町長のお考えをお聴きします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） このことにつきましては、そういったような何を誤解したのだから、確かにそのように司会をしている者が発言しました。その直後に私は直ちに、質問者がおっしゃったような見地から、そういったようなことはないということでご理解いただいたものでございます。ですから、その当時の区長様方、全部の皆様がそのことによって私の考えを理解していただいてすぐ納得していただいたこととございます。ですから、そういったようなことは多くの皆様にこういうことがありましたよということ自体が閉塞感を招くことでありますので、賢明な質問者でございますからそれはないと思いますけれども、直ちにそれは修正して、全く質問者と同様のことで、そのことに対しておわび申し上げ、そして改めて区長様方のご労苦を考えて今後とも更に行政のために頑張っていただきたいということを申し上げさせていただきました。

○議長（大泉 治君） ただいま、町長から誤解であるというようなこととございますので、その辺についての質問者の見解もお願いします。

4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） そういうことであれば私も大変安心するわけでございますけれども、区長会議には執行部も全課の責任者が集まって会議がありますし、その場で全町に情報が行き渡り共有もできる会議でもあります。単なる連絡会議にとどまらないで、区長会議を町内の情報の把握の場と捉え有効かつ効率的な会議となるよう期待しているところであります。開かれた区長会議を開催するためにも、これからの区長会議の在り方、現在のようにですが情報を得て行政サービスにつなげていっていただきたいと願うものであります。

次に、涌谷町は、自然豊かで輝かしい歴史遺産があります。涌谷町の歴史には切っても切れない存在である涌谷伊達家があります。その当主でありました亙理和彦氏が、今年1月早々にご逝去されました。ご冥福をお祈りいたします。亙理家の葬儀、告別式が1月8日に執り行われました。しかし、参列者は、涌谷藩志会の会員の方々以外町執行部からも議会は私のみで、町長さんは来ないんですかと聴かれましたが町を代表するような方の参列は見当たりませんでした。参列の中には、仙台伊達家の当主様でもあります仙台的伊達家が参列しておりましたが、対外的にも恥ずかしい思いをした次第であります。

歴史ある涌谷町を銘打っているわけですので、本来ならば町長、議長がそろって参列すべきセレモニーであったと察しますが、このようなセレモニーの参加に対する町長の考えをお伺いします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 亙理さんに対しましての悔やみに対しては、次の日の公務がどうしても外せないということとありましたので、家族の皆様にご理解いただきながら前の晩のお速夜のお場で焼香させていただいております。もちろん質問者同様、歴代のこの町を支えていただきましたいわゆる殿様といいますかそういう方とございますので、私は個人的に畏敬の念を持って付き合わせさせていただきました。当然それは、ここにいられる議員の皆様からも連絡が入りました。直ちに対応をさせていただきましたけれども、残念ながら公務と重なって葬式そのものには参加できませんでしたが、お速夜の晩にはしっかりと家族の皆様にご挨拶申し上げ亙理さんにはご供養申し上げてきたところでございます。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 観光やイベントなどの閉塞感も、このような町執行部あるいは議会の行動でも町民に感じさせているものと思います。イベントやセレモニーなどは、積極的に参加し盛り上げるのが肝要と思っています。執行部も議会も一体となって参加することで活気を増し、6番議員も話してはいたけれども、主催者側の励みとなりやりがいに結びつき継続につながっていくものと思います。

今後も歴史文化などに関わるセレモニーやイベントが数多くあると思いますが、涌谷町を活気づけるための方策、町長はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） まず今できることというのをしっかりと申し上げたいと思いますけれども、やはり昨日からいろいろお話ございましたが、こういった中で何が今までやろうとしてできなかったのかを言います。その中で、やはり観光産業が発達するという事は多くの皆様が、この後の門田議員の一般質問でもございますけれども、多くの皆様がこの町に来ていただくということが、いわゆる人口が一時的であれ日中であれ増えることによって町が活気づくというのはこれは当然のことだろうと思っております。

そういった中で今、皆様はどのようにお考えが分かりませんが、今先代が「みちのくGOLD浪漫」ということで日本遺産に2市3町、今は3市3町でございますけれども登録して、面的な形の中で一町一町の一点的な形じゃなくて面的な形で地域全体で観光客を呼び戻そう、そして各種自治体の様々なイベントを通してリピーターを増やそう、そのような考えでやっております。まず、石巻市、気仙沼市、南三陸町、陸前高田市、平泉町そして涌谷町全体での一年間の観光客は1,000万人を超えております。そういった中で涌谷町は16万人ぐらいで、本当に全体の中でも2%にも満たない1.6%ぐらいの方しか来ていただけません。これではどんなことを頑張っても観光産業にはなり得ない、様々なお土産を作っても売れることが少ない、そういった中でこの1,000万人を管内地域内に移動していただくということができれば一番恩恵があるのが涌谷町でございます。1.6%。一番多いのは石巻市で40%ぐらい、気仙沼市も20%ぐらいの方がおいでいただいている。それをこのGOLD浪漫ということでそのストーリーを踏まえまして様々な各地域で独特の事業を起こしているところでございますが、それをつなぎながらそして涌谷町に、何といたしまして「産金はじまりの地」でございますのでそこに誘客を図る、そういうことを今具体的に考えております。そういった中で、多くの皆様がいらっしゃったときに初めてそれを仕事、商売につなげるという動きも出てくるものかなとそうように思っておりますので、そのときには様々な分野から出身の議員の皆様にはご協力をいただければありがたいなと思っております。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 観光が続きますけれども、影響が大きい天平の湯についてお伺いしますが、指定管理を今年度から地域振興公社から遊創の森に変更しています。指定管理者の選定に当たっても、町民は基準や決め手も不明瞭で不審に思っている方がおります。これまでと特に大きな変わった様子もないようだけれども、指定管理者を変更したことによる天平の湯の運営状況はどのようになっているのでしょうか。お伺いします。

○議長（大泉 治君） 4番さん、これについては通告外となっておりますので、決して……（「観光と捉えておりますのでお願いしているんですけれども」の声あり）ただいま質問者が申し上げましたとおり指定管理とい

う部分に触れておりますので、観光に触れておりません。なので、通告外とさせていただきます。

○4番（佐々木敏雄君） それでは少子化関連でお伺いしますけれども、天平の湯の指定管理者と同法人が少子化が進んでいる中で子どもの丘を建設したことに対しても不審を抱いている町民は数多くおります。また、法人が健康パークの土地を購入して子どもの丘の運営を行っているのも事実であります。この土地の売却についても不審を抱いている町民がおりますので、用地の売買について再度質問をいたします。

昨年、令和5年6月の会議の一般質問で子どもの丘用地の売却についての質問をした議員がございました。今回のこの土地の問題についてその情報が町民に知れわたっているという内容の発言でありました。私が話していた内容を知らなかったとはいえ、議員の発言は重いものがありますし責任もあります。あえて申し上げますけれども、行政財産は売却できないと地方自治法第283条の4に制定されています。行政実例や先例などにもありません。

○議長（大泉 治君） 4番さん、大変申し訳ないんですが、通告には身近な少子、それから高齢化に向けた身近な推進策についてという通告内容でございます。土地の売買云々については一切通告内容に入っておりませんので、それらを避けて通告した目的に沿って質問をお願いしたいと思います。

○4番（佐々木敏雄君） いや、私は大きくは町民が閉塞感を感じているということで質問をしているわけで、その内容については特に観光イベント、少子高齢化に関連する質問という形で組み立ててきたわけで、特に個別にこの部分、この部分とあえて通告しなかったのは大きく見て町民の閉塞感を払拭するその内容を質問したいということで質問していたわけでありましてけれども、その辺をご配慮いただけないでしょうか。

○議長（大泉 治君） できれば事前に要旨にきちんとその部分については入れていただかないと、これだけでは答弁が通告には当たらないと、ただいまの4番さんの質問は当たらないと判断いたしますので、通告内容に沿った形での質問にさせていただければと思います。

○4番（佐々木敏雄君） ですから、閉塞感の払拭の質問という捉え方をさせていただければありがたいと思います。

○議長（大泉 治君） それについては認めません。

○4番（佐々木敏雄君） いや、特に私は土地の売買がどうのこうのということではなくて、町長の考えをちょっと聴きたいということだけですので。

○議長（大泉 治君） じゃあ、そこの部分に触れずにそこに質問を向けてください。

○4番（佐々木敏雄君） よろしいですか。そういうことで、今回の財産の処分について行ったことは職員間の情報の共有とかそういうものがなくて、何かこう身近な枠の中での話合いで決めたような気がいたします。そのようなことがないように、このような財産の処分は職員が知らなかったということは私はないと思っておりますので、そういうことがあったということは恐らく職員間なりその関係課なりの情報の共有なり協議がなされなかったのかなと思いますが、その辺を町長はどう今後考えるか、その辺を聴きたかったわけでございます。

○議長（大泉 治君） これについては、既に採決済みのことでもありますし、今町長にそれを問うのはいかがなものかと思いますが、もうちょっと通告内容に合わせて組み立てた質問をお願いしたいと思います。

4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） それでは、子育て支援についてお伺いします。

これは関連でお伺いしますけれども、スクールバスの利用についてでございますが、この案件は令和3年6月

会議で教育長が就任して初めて一般質問をしたということで印象があるわけですが、遠距離通学者に該当しない児童生徒のスクールバスの利用を希望したものであります。遠距離通学対象外の保護者のスクールバスの停留所まで子供を送迎するのでバスを利用させてほしいという訴えでありました。この件については、平成18年2月、18年前になりますけれども、文部科学省から登下校の児童生徒の安全確保のために路線バスを含めたスクールバスの活用が発出されていることも確認しております。その結果、教育長からは保護者のニーズなども検討して対応してまいりたいと、そういう回答をいただきました。ですが、まだ利用できている状況になく、保護者からはもう卒業しますという不信感を持たれました。教育委員会では検討したものの、町長部局も路線バスの関係で何か問題があったのかどうか分かりませんが、この辺の所見について町長の考え、バス利用についてお伺いしたいと思います。（「これについては教育長、教育総務課」の声あり）

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） それでは、ただいまのスクールバスの件につきましてお答えさせていただきます。

現在のスクールバスにつきましては、中学校、小学校とも契約期間が令和6年度末、令和7年3月末までの契約となっております。今、議員おっしゃいましたとおり今の状況としましては保護者の方が送迎されている児童生徒さんもかなり多いという状況となっております。

今回、まだ契約期間内ということで、大きくやはり路線ですとかそういったところを変更するというのは厳しいということで、次の契約が開始されます前に令和6年度中に、町民バスとの関連もありますのでそういったところを検討させていただきまして、今後の児童生徒の数だったりあとは効率的な運行経路の見直しなども含めまして検討したいと思っております。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 契約変更ということですが、実際にこれはもう18年前から利用が可能だということがいわれているわけで、当然児童も減っているので3年ごとに契約の更新をするということの疑問はありますけれども、お金もかからないし保護者はバス停まで子供を連れてくるということですので判断するだけの問題だと私は思っています。数少ない子供たちのためですので、どうかこの辺は一言で結構だと思うんですが、やりますということで結構だと思うんですが、町長、どうなんですか、子育て支援の観点から考えてそんなに難しい問題ではないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） この件につきましては、教育委員会教育長の所管でありますので、私からはああしろこうしろということは一切申し上げる立場にはございませんのでご遠慮申し上げますが、ただ私の立場からいけば全ての子供たちをフォローしてほしいという気持ちは常に持っております。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 教育委員会含めて最高責任者は町長ですので、最終判断は町長の一言で決まるものと思いますのでぜひご検討をいただきたいと思っております。

それでは、高齢化対策、健康対策についてお伺いしますが、平成25年度から令和5年度までわくや元気アップ教室を実施しておりました。特定健診・特定保健指導対象者や一般住民が、生活習慣病、介護予防のための運

動習慣を身につける目的でスタートした事業であります。令和4年度までの10年間で71回開催して約1,798人参加しております。しかし、令和6年度は事業の参加対象者が補助対象にそぐわないということで中止すると聴きました。補助金は15万5,000円。事業の参加者から継続の要望を訴えられました。私以外の議員にも継続の訴えがあったと聴きましたが、昨日の施政方針にも健康支援の継続、生活習慣病予防の取組の推進の項目がありました。その一事業として継続していくことが肝要と思いますけれども、町長の所見をお伺いします。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） 今の質問についてお答えしたいと思います。

確かに議員さんがお話しされたとおり、わくや元気アップ教室につきましては住民の方から人気ある事業ということで年8回ぐらい開催しております、大体平均で30人ぐらい程度参加しているような状況でございます。対象者につきましては、一般住民とあと生活習慣病予防のために運動教室とか、あとは健康講話を実施していたというような状況でございます。ただ、いろいろこちらで検討いたしまして、現在ほかの団体といいますか社会福祉協議会とか公民館でも同じような事業をやっているということもありましたので、そちらにシフトしていきたいと考えているところございました。あと、県の補助も2分の1いただいているところございますが、その補助対象につきましても事業内容がちょっとそぐわないということもございましたので、拡充または変更しなければならないというところございましたので今回中止ということで決定させていただいたところでございます。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 同様の事業があるということのようですけれども、集約することも当然必要かと思えますけれども、参加者の意向に添うように満足できる事業内容としていただきたいと思えます。いずれにしても住民と十分コンセンサスを図りながら効果ある事業にしていきたいと望むものであります。

それでは、少子化関連でもう一点お伺いしますが、涌谷高校の関係でございますけれども、令和6年度の涌谷高校の募集定員120人に対して出願者が34名、倍率が0.28倍でございます。第3期県立高等学校の構想の見直しが2月16日に審議会に諮問したと同時に報道されております。涌谷高校が再編に加わることは一目瞭然と考えておりますが、町長は教育振興会会長でもありますし同窓会とも交流があると思えますが、その意見なども聴いた所感なり新聞を見てのご感想などをお伺いします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 涌谷高等学校の評議員ということもしておりますし振興会の会長でもございます。当然、自分のことのようにそのことについては心配しております。何よりも高等学校がなくなった町というのは非常に衰退しております。それは、今までの例からいってもまた先生方からの様々なご意見をいただきながら考えますと、本当に高等学校がなくなった町というのは物すごい求心力の衰退につながるという危機感を持ってこれまで何とかしたいなと思ってきております。地元の中学校からの涌谷高等学校を受験される生徒も非常に少なくなっております。何が原因なのかと思っても教える授業の内容というのは全国同じでございますので、私から言うと何か遠くに行ったほうがいいのかないかなということもありますけれども、ただ今こういったような教育環境が変わった中で、学びやすい中でやはりそれぞれの自分たちの行きたいところに行けるような環境になっているということも事実だと思えます。ですが、涌谷高等学校では全国でも優勝あるいは2位になったりす

るような様々な文化活動、書道、華道、絵画ですね、そういったようなものも全国レベルでありますので、非常にこんなにいい学校なのに何で来ないのかなと。そして授業の内容も直接見てまいりました。いわゆる塾のような本当に豊富な知識を持った先生を少人数で受講できるというのは、本当にマンツーマン的な形の中で英語でも何でも覚えやすいし、その場でスピーチをすればいくらでも学べる環境にあるというのを、逆に言えばこんなにいい教育環境なのになぜ少ないのかな、それにはアピールの仕方が足りないんだろうと思っておりますが、校長先生は中学校等々に出かけております。私がこの前申し上げましたけれども、やはりそういうことであれば遠田郡、少なくとも美里の中学校にも近隣の中学校にもいろいろいろいろお声がけして涌谷高等学校のよさをもう少しアピールしなければならないだろうと、そういうふうに思っておりますので、それはもし一緒に行ってくださいと言われれば時間の許す限りそういうこともしてみたいなと思っております。それだけまちづくりのために、この涌谷高等学校がなくなったことを考えますと非常に恐ろしい状態に陥ってくることは実感しておりますので、こういった中でやはり私は議会の皆様は常に涌谷高等学校のことをみんな思っていますよということを申し上げておりますので、やはりそれぞれの立場でアピールしていただければいいのかなと思っております。特に、今年十文字学園にご推薦申し上げました生徒さんなんかは本当に素晴らしい、よく私は分かりませんが、

[32字取消

し]そういったような方が基軸となって涌谷高等学校の振興、発展の礎になっていただければ今後ありがたいなと思っておりますので、あらゆる感情の中で涌谷高等学校を盛り上げなければならないと、そういうふうに思っております。ただ、本当にずっと思ってきておりますけれども、そういった中で受験者が少なくなっているというのはもう少し根本的なものを考えながらやらなければならないのかなと思っております。前にも介護学科をつくって町の施設があるのだからそこで勉強してもいいんでないかとありましたけれども、そういったようなことにつきましても後発になっております。ですから、先進のほうにそういう方は行くようでありまして、その辺はちょっと難しいなという気持ちは持っていますし危機感は物すごいものを持っております。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 涌高の存続については、全く私も町長と同感でございます、美術、書道、華道、そういうものが非常に優秀な成績を収めておりますので、ぜひその辺を重点的に県の方に働きかけ、これは町長のみならず議会も同窓会も町民一丸となって働きかけを訴えていくべきと思いますので、どうかその辺を町民の皆様も巻き込んだ運動にでも続くような訴えをしていきたいと考えます。

それで最後になりますけれども、昨日の議会、そして今日の私の一般質問の内容又は常任委員会などを通してですけれども、私の感じたことでございますけれども職員主体の判断が非常に強いと感じられました。昨日の一般質問で、その中にでも町長の回答に職員にあら声を上げたというような発言もありましたし、前沢センター長も基本方針の説明でスタッフとの意見が合わなく相違があつてあえて項目を変えたと基本方針の説明でもありました。耐え難いものがあつたと推察されますが、行政サービスは誰のために行うのか、誰が主体なのか、もう一度基本に戻る必要があると感じ取りました。町長が町民を思う気持ちを職員にもう少し理解させていただきたい、リードしてほしい、そういう思いを込めまして一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（大泉 治君） じゃあ、町長、答弁。

○町長（遠藤 稔君） 力不足ということをお問われますとそのとおりでございますけれども、前沢センター長にお

きましても職員が常に間違っただけを言っているということは一切ございません。そして、私が常に言っていることが正しいとも思っておりません。ですから、私は職員の皆様、そして何のために動くかという町の発展、町民の幸せのために動くということでございますので、自分がどうしてもという信念があればそれは通すこともございますけれども、やはりそのために例えば遅れているとか何とかというときは言い訳は私は聞きたくないで外聞なく何をやっているんだということは言いますけれども、多くの職員の皆さんというのは非常にプロでございますから賢明でございます。そこと私の考え方を常にすり合わせて、ですから自分の思いが100あれば二十、三十あればもう最高の形の中で、やはり職員はそういうものだと思って私は信じておりますのでそういったところで協議します。前沢先生におかれましても、職員は職員として様々な病院とか施設をここまで維持管理してきているのですから、前沢先生といえどもスーパーマンではございません。ですから、その職員と先生のいいところを融合させてさらにグレードアップした考えで町民の皆様にご奉仕するというのが正しいであろうと思っておりますので、そういったような何か言うことをきかないから駄目だとそういうものだとは思っておりません。トップマネジメントというのは、自分の考えをしっかりとしながらも職員の皆様の考えを十分に参酌し、特に参酌しきれなかったときに限って様々な失敗がございますので、私はそのように今後も努めていくつもりでございますし、前沢先生であろうと誰であろうとトップの方は同じ手法でやらざるを得ないものと思っております。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時04分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。（「議長、発言の訂正を願います」の声あり）

ここで、町長から先ほどの答弁について一部削除の申出がありますので、これを許可いたします。

○町長（遠藤 毅雄君） 表現が大変不適切でございました。\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_削除していただきたいと、そのようにお願いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） ただいま町長から会議規則第60条の規定によって申出のとおり削除したいとの申出がございました。

これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） よって、申出のとおり削除することといたします。

それでは、次に進みます。

次に、一般質問を続けます。10番杉浦謙一議員。

〔10番 杉浦謙一君登壇〕

○10番（杉浦謙一君） 10番杉浦謙一でございます。

通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

最初のパートナーシップ制度につきまして質問をいたします。

宮城県では仙台市や栗原市が令和6年度から導入いたしますパートナーシップ制度につきまして、パートナーシップ宣誓制度ともいえますけれども、涌谷町の考えを伺うものでございます。

パートナーシップ制度は、同性同士の婚姻が法的に認められていないこの日本で、地方自治体が婚姻に相当する関係をとる証明書を発行し様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度となっています。病院などの面会などでその対応では家族同様に扱われること、公営住宅への入居に家族として可能となる、また生命保険の受取人にパートナーを指名することなど、これまでできなかったことが可能となるものであります。このパートナーシップ制度につきまして町長の考えを伺うものであります。

2点目。

先進国では同性婚が国の制度として導入されていますが、日本では導入されていないものであるからこそこのパートナーシップ宣誓制度が必要になってくるものと思われまます。全国的には日本国民人口の約8割がパートナーシップ制度のある自治体に在住し、このことを踏まえましてこのパートナーシップ制度実施に町長の所見をお聴きするものであります。

3点目。

性的少数者だけではありませんけれども、あらゆるハラスメントがいろいろ想定されるわけでありまます、町民対応、特に窓口でありますけれどもありがちなのがアウティングというハラスメントであります。アウティングというのは、性自認、性的指向、これを許可なく第三者が他の人に言いふらしたりまたSNSで書き込み暴露されたりするということをアウティングといひます。セクシャリティは、非常にプライベートな情報であり個人情報であります。そういった他者が公表することはプライバシーの侵害であります。そういったハラスメントの根絶についても町長にお聴きいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 町長。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 質問項目1のパートナーシップ制度についての町の考えはという中で、質問要旨1点目のパートナーシップ制度について町の考えはという点と、2点目のパートナーシップ制度の実施についての考えはとのご質問でございますが、この二つにつきましては関連する内容と思われまますので併せてご回答申し上げます。

私もこういったようなのをよく耳にし目にしますけれども、実態はなかなかよく分かっておりませんでしたのでこの際に様々な勉強をさせていただきました。そういった中でご答弁を申し上げさせていただきます。

性的マイノリティー、LGBTのカップルを結婚に相当する関係とみなすパートナーシップ制度について、令和5年6月現在全国で328の自治体が導入しているところでございますが、現段階において宮城県及び県内市町村では導入されておりません。昨年9月、県内で初めて仙台市が導入を表明し、令和6年度中の制度開始に向

け11月に検討会を設置したところでございますが、県内ではほかに栗原市が令和6年度から実施を表明しております。この制度は、該当する方々が居住する市町村がパートナーと認定する証明書を発行することで、法的拘束力はないものの同性カップルなどが婚姻に準じた扱いを受けられるようにするものでございます。

現在のところ当町においてご質問の制度についての町民の皆様からのお問い合わせはございませんが、今後の検討課題の一つであると認識しております。制度の実施につきましては、国、県、県内市町村の動向を注視しながら調査研究をし、慎重な検討を重ねていきたいと考えております。

3点目の性的少数者のみならずあらゆるハラスメントの根絶についての考えはということでございますが、現在当町としても広報でも周知させていただいておりますが、人権相談を月一回、第2火曜日に開催し人権擁護委員4名が対応しております。今後も仙台法務局古川支局と協力し、人権擁護委員による人権擁護活動とともに人権擁護の啓発に努めてまいります。そのほか町内での人権擁護委員の活動といたしましては、学校でのいじめの根絶に向けた人権教室の開催や、年に2回、6月と12月には大型店舗前での啓発活動を行い、一人でも多く悩みを抱えた方が相談日に足を運んでいただくよう啓発に努めております。

なお、先ほど質問者が申されましたアウティングというのは、やはり不勉強で私も初めて耳にいたしましたけれども、この方面では私自身もなかなか主体的に考えたことがございませんので、もしこの方面での行政としての何か取らなければならない対応がありましたならば、質問者のほうがかなり詳しいようでありますのでご指導いただければ大変ありがたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では、2回目でありますけれども、答弁いただきまして、最初の1番目の質問と2番目の質問も関連しているということで、私もそのとおりでありまして、議長にお許しいただければ両方併せた感じの2回目の質問にさせていただきます。（「はい、許可いたします」の声あり）

このパートナーシップ制度であります。先ほど、私も先進国では同性婚が国の制度として導入されているという話をしました。ですが、残念ながら日本では導入まで至っていない現状があります。同性婚は、文字どおり法的な婚姻となるため家族として様々な制度を利用することができるということでありますから、法的に認められたものというのがこの数々の先進国の事例であります。法的に家族と認められないということはかなり大変なことでありまして、遺産が残った……片方が亡くなりまして残ったパートナーに遺産を相続するということになりますと、これはそう簡単にこの日本では並大抵のものではないことです。そしてまた、パートナーへの子供の親権というものに関わるもので、子の親権者になることができないということで日常的な生活に関わってくるものであります。ですから、その代わりとしてはなんです、地方自治体ができる範囲で家族となるべく同じく対等に扱うことができる、そういった制度が全国に数々生まれてきているわけであります。

ですから、町長にお聴きしますが、こういった少数者とはいえあらゆる不利な、サービスが受けられないというのとそうした家族として認められない、相続ができないという、これは声なき声であります、そういった町長のご認識、そういった事例は今まで情報は入っていないという答弁でしたけれども、そういった点では声なき声に耳を傾けるという点では大事なことだと思いますので、町長のご見解をお聴きいたします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） この件につきましては、先ほど申し上げましたようにどうも私としては実感が湧きません

のでどのような対応をしたらいいか全く見当が付きませんが、ただ人として言えることは自分の好きな人と一緒にいることが通常の生活に収まらないということであればそれはその人たちの苦しみであろうと、そういうことは推測できますので、その苦しみをどう救ってやるかという見地から私はこの問題を取り上げてみたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） それでは、町民生活課といたしましてはこの制度を導入するに当たりのいろいろ準備がございます。まず、その前段階といたしましてどのような法的拘束力のあるものを除いたサービスがあるのか、その検討からまず始めるところであります。実際に提供できるサービスの絞り込みやあと近隣との連携が可能であるか等のいろいろ調査研究を進めてまいりたいと考えてはおります。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 私も質問がちょうどタイミングがよかったか悪かったか、仙台市が実施をこれから始めると、栗原市も同じように令和6年度から導入をするということでしたのでちょっとたまたま制度をやるところが出てきたということですが、そういった近隣の栗原市にもそういう制度ができるということですので、そういった点では少し研究、それがうまくいくかどうかというのはこれからの各自治体の取組ですからその点ではちょっと研究してみたいかと思っております。

そしてまた、三つ目の質問に入りますが、ここで私が事例を出したのはアウティングというものをもしましたけれどもハラスメントというのはあらゆるものがありまして、庁舎内でもハラスメントというものはあるかどうかというのは、まあ、そういう想定はされると。そしてまた、職員が町民に対しての、町民の対応をする部署がたくさんありますからその点ではいろいろあるかと思っております。アウティングといったのは、先ほど性自認を第三者が漏らしてしまう、情報を漏らしてしまう、個人情報漏らすような状況にあると。必ずしも性的少数者だけではなく、窓口の中ではいろんな方が見えるわけですね、例えばDVだったりで逃れている方とか避難している方、そしてまた離婚されている方、そういった方の情報として入ってくるわけです。その中で窓口というのはそういった町民の方が集う場でもありますので、そういった方が第三者に知れわたるようなことがあってはならないということでもあります。事例としてはアウティングを出しましたが、そういったハラスメントの根絶についてもお聞きしなければいけないなと思って質問したわけでもあります。

町長また担当課におかれては、そういった対応をどうするのかお聞きいたします。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。（「最初町長」の声あり）町長。

○町長（遠藤釈雄君） 今、いわゆる接客においての知り得た情報をほかに流してしまうというようなことでございますけれども、かつて私も議員時代に、しかも非常に近い方でどうしても住所等々が本人に、役場に聴けばわかりますなんて語られて町民生活課に問い合わせたとき、それは個人情報ですから絶対に見せることができませんという話をいただきましたので、そういったようなシステムはきちんとなされているものと私は思っております。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） 町民生活課といたしましては、先ほど議員さんおっしゃったとおり窓口にお見えのお客様、住民の方が相談にお見えになったときに相談コーナーがないため声をひそめて対応するよ

うなそういう対応しかできない状況ではあります。席を離しましたり、あとは聞かれたくない届出であることを伏せながらのお話ということで対応は職員一同行っております。

以上です。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） この事例につきましては、町民の方からそういう職員が、本人が情報を教えたくないということではないかもしれませんが、そういった他人に待っている間にそういう情報が勝手に耳に入ってくるような状況では困りますというような情報も入りましたので、そういった点では気をつけていただければと思います。

町長に対して質問いたしますけれども、性的少数者だけではなく、弱い立場にある方、これをやっばり守れないならば政治の役割というのはどうなのか、そういった点ではもうちょっと町民の……町内の自覚も必要かもしれませんけれども、町内にも多数ではないいわゆるまた弱い立場にある方がおられると。また、あらゆる障害をお持ちの方なども多数ではないんですけども、先ほど言った声なき声、そういった声を拾いそしてそういった方を救うのが行政でしたりまた政治の役割ではないかと考えます。政治が手を差し伸べることが肝要だと思います。その辺も考慮していただいて、町長に何うものであります。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 弱い人あるいは少数の人といたすけれども、行政は多くの人たち、要するに大体の人たちを対象に動いているのも事実でございますけれども、そういった中で取りこぼししてしまったような形になるというところと99%、多くの町民の皆様をフォローしている、行政的にフォローしても1%の人がフォローしきれなかったというところ、私の立場でいうとそのことのほうが大きい問題になってしまいます。ですから、できるだけ心がけて何とかしたいというのは自分の気持ちであります。

昨日も様々な形でバリアフリーの話もありました。だったらばどのような形で対応したらいいのかなど。早速議員からこういったような解決策もありますよとアドバイスをいただきましたけれども、可能な限りそういったような形の中でフォローアップして、それでも生かしきれない部分があるのかなどと考えております。ですから、できるだけそういったところには自分の力だけでは何ともできませんので、職員の力そして多くの皆様のアドバイスをいただきながら何とか1人でもこぼさないような形、施政方針にも書いておきましたけれども取りこぼしのない形というのは大事だと思っておりますので、そのような形で行政執行をさせていただきたいと思っております。ですが、やはり人でありますので至らぬところはあると思っておりますけれども、何とか至らぬところがなくなるように頑張らせていただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では、2番目の子供の予防接種助成の拡充についてに入ります。

一つ目、子供の予防接種の事業につきましてその必要性をお聴きしたいと思います。お子さんが集団生活を送るといのは、学校、幼稚園、認定こども園、保育所などがありますが、常に感染症に罹患する機会が多いため感染対策というのが望まれるものであります。子供は、病気に対する免疫が未熟で病気にかかるると重い後遺症が残ったり命の危険が伴ったり、そのためにも安全で確実な予防接種、これが必要と言われております。子供の予防接種の事業につきまして必要性をお聴きいたします。

二つ目であります。インフルエンザワクチンの目的は、発症を抑えること、重症化を防ぐことにあります。インフルエンザに感染すると発熱、倦怠感などの症状が現れます。ほとんどの場合、安静にしておけば軽快していくわけですが、中には中耳炎、気管支炎、肺炎、脳症などの合併症を引き起こすこともあります。肺炎と脳症は、突然重症化しやすい病気と知られています。涌谷町では、1歳から13歳未満で2回接種、これが有効であると思われまます。涌谷町は1回限り1,500円助成となります。感染症予防のために子供対象での季節性インフルエンザ予防接種について全額助成するべきではないか、伺います。

三つ目であります。今、任意接種となっております子供のおたふく風邪予防接種であります。1歳から5歳未満で6,000円の限度額としていますが、おたふく風邪予防接種、この問題でも全額助成すべきでないかと私は考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（大泉 治君） 町長。登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 質問要旨2点目の子供予防接種助成に拡充をということで、1点目の子供の予防接種事業の必要性はとのご質問でございますが、幼児及び小児に係る感染症は重い病気につながるものも多くあります。生まれたばかりの子供は、母親から受け継いだ免疫を持っておりますけれども、その免疫は生後6か月ほどで弱まってまいります。そのために生後2か月頃からワクチン接種を始める必要があると考えております。

2点目の、感染予防のためにも子供について季節性インフルエンザ予防接種には全額助成すべきではとのご質問でございますが、インフルエンザの予防接種はインフルエンザの発生予防や重症化予防に一定の効果があるとされ、予防接種法に基づく定期接種は65歳以上の方が対象となり、その他の方は希望者が各自で受ける任意接種としての取扱いで、接種費用は全額自己負担となっております。町で行っている接種に係る助成でございますが、65歳以上を対象にした定期接種では1回2,000円を上限に行っており、また子育て支援の観点から町独自で1歳から13歳未満を対象に1回1,500円の助成を行っております。ご質問でございます子供に対する予防接種の全額助成についてはということは、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る上で必要性について認識しているところではございますが、65歳以上で実施している定期接種の費用負担とのバランスを考える必要があるため、双方への対応を見ながらまた財源を見ながら県内の状況を把握しながら検討していきたいと考えております。

3点目の、子供のおたふく風邪任意予防接種に全額助成の考えはとのご質問でございますが、現在おたふく風邪の予防接種につきましては、流行性耳下腺炎の発症と重症化予防及び集団発生の予防を図ることを目的に平成26年度から任意予防接種費用助成事業として実施しております。助成対象は、1歳から5歳未満として助成金額は1回6,000円を上限に行っております。なお、各医療機関で行う接種費用は約7,000円から8,000円となっております。質問であります予防接種の全額助成についてでございますが、対象の方におきましては一部負担をお願いすることになります。令和4年度の実績を見ますと接種率は約7割となり、おおよそ必要な子供には接種ができておりますので現時点では助成金額の拡充は考えておりませんが、引き続き子育て世帯の経済的負担の軽減を念頭に置きながらも町全体の予防接種事業のバランス、あるいは先ほど申し上げましたように財源そして近隣市町の動向を注視しながら予防接種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では、1点目は答弁をお聴きしましたので、次に二つ目の季節性インフルエンザのほうに入ってまいります。

これについては、インフルエンザワクチンの予防接種に係る費用というのは大体3,000円、医療機関にもよりますが3,000円から5,000円費用がかかると想定されます。涌谷町は、先ほどの答弁の中にも1回限りの1,500円の助成となっております、これは2回接種する必要があるのではないかと思います。町のアドバイスというか、1回接種しなければいけないのか2回接種が有効なのか、ちょっと事務的な話になってしまうかもしれませんが、2回必要なのに1回限りの1,500円の助成というのは一体どういうことなのか、お聴きします。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） 質問についてお答えしたいと思います。

確かに、議員さんがお話しされたとおり13歳未満の方につきましては2回接種を推奨しているというところですが、13歳以上につきましては、1回接種が原則というところがございます。

近隣市町村の状況を見ますと、美里町さんは2回の接種に対して上限1,500円ということで、加美町さんと色麻町さんは1回につき3,000円、大崎市についてはやっていないというところで、涌谷町につきましては今1歳から13歳未満で1回1,500円の上限で行っているということになります。確かに2回接種を推奨しているところがございますのでその2回助成するに当たってはある程度その予算も出てきますので、これについては予算が必要になれば財政当局との検討も必要になってきますし、あと今後はもし2回接種を助成するのであれば上司と相談することにもなってきますので、その辺は検討させていただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 答弁にあったように、2回接種が有効だと言っているながら1回目の助成が1,500円、2回目は自己負担という話、近隣でもそういうのがあるというんですが、そういった点ではちょっと接種する側も保護者も納得いくものなのかというのをやっぱりちょっと考えるべきだし、1,500円という金額が妥当なのかどうかというのもちょっと。65歳以上の定期接種には2,000円の助成があるという答弁でしたから、そのバランスというか1,500円と2,000円という、片方は2,000円、片方は1,500円というバランスがある。子供はやっぱり2回接種しなきゃいけないということを考えれば、これは毎年やるべきものだと思いますけれども、そういった点の差というのは少し考えるべきではないのかなと思いますけれども、なぜこんな金額になっているのかお聴きいたします。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） 質問についてお答えしたいと思います。

助成金額につきましては、近隣市町村の状況を見ながらそれに合わせて設定したものでございます。先ほど言ったように65歳以上につきましては1回につき2,000円ということで子供については1回につき1,500円ということで、近隣市町村の動向を見ながら設定したというような状況でございます。あと実をいうと、以前涌谷町は非常事態宣言の前につきましては2回分を助成していたということもございまして、非常事態宣言がありまして1回分を減らしたというような状況でございます。今は1回に対して1,500円ということになりますので、非常事態宣言も解除されたということも踏まえまして今後前やっていた2回接種の1,500円の助成について検討

する時期になってきていると思いますので、それは先ほど言ったとおり財政当局と上司と相談していききたいとは考えているところでございます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 町民の負担をここに求めるというのはどうなのかなと思いますけれども、町長に伺うんですが、本来2回接種をしなきゃいけない、もともと2回接種なんですけれどもそれを片方だけ補助して片方にはやらないという状況が、以前はやっていた事業がいずれやらなくなったということですから、この点に関しての町長の所見を伺わなきゃいけないなと思いますけれども、こういう1歳から13歳未満の子供の季節性のインフルエンザのワクチン接種に関して助成をしないということ自体が問題だと思うんですけれども、町長のご所見を伺います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） この質問を受けた際に、健康課長が言ったようにこれまでの経緯というものを改めてレクチャーいただいたわけでございますけれども、そういった中でかつては美里と同じように2回やっていると、大崎のほうは1回目も2回目も何もしていないということはありますけれども、そういったような中で私自身どうしたもんだらうかなと思っております。また、この後の問題も、おたふく風邪の問題もでございますし昨日の帯状疱疹あるいは肺炎球菌の予防接種等々もございますので、やはり予防接種の必要性は全てにおいて認めておるところでございますけれどもそのバランスをどのように取るかなというのはここに来ての大きな課題になっていると認識しておりますので、できるだけ何をベースにするか、このことにつきましてはこちらを子育て支援と申しまして一方的にこの部分を何とかするというと高齢者はどうなるのかなということもございますので、限られた財源でありますので慎重に検討させていただきながら、やはりこういった判断は多くの皆様の声を聴いて決定していきたいなと思いますので、やはりそこで頼りになるのは議会でありますしあるいは先ほど一般質問がありました区長様、地域の皆様の声をいただきながら決めさせていただきたいなと思います。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では、3番目の子供のおたふく風邪の予防接種に入りますが、1歳から5歳までの接種、涌谷町は6,000円を限度額として助成しているということでありまして。おたふく風邪の予防接種も大事な予防接種でありますし重症化を防ぐという点でも大事な任意接種であります。栗原市が既に全額助成している自治体でありますけれども、栗原市は子供に対するあらゆる予防接種ワクチンを保護者の負担をなくしている自治体であります。近場に県内でもそういった補助をしている自治体が存在をしているということでもありますから、その点では大いに分析をし研究しなければいけないかなと思っております。おたふく風邪の予防接種ですけれども、先ほど7,000円から8,000円ぐらいかかるということでその6,000円を限度額としてやっていると。この部分は結構補助金額が高いんですけれども、季節性インフルエンザの予防接種のワクチンとまたちょっと違うんでしょうけれども、この差は何かあるんですかね。限度額の助成金額をちょっとお聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） 質問についてお答えしたいと思います。

現在の助成金額につきましては、1回について上限6,000円ということで、実際係る費用については7,000円から8,000円ということで大体8割程度は助成しているというような状況でございます。これもインフルエンザと

同様にはなりますけれども、こちらにつきましても県内の市町村の動向をちょっと把握しましてその辺の状況を見ながら設定したというような状況でございます。ちなみに、近隣市町村ですと美里町さんが1回につき6,000円、加美町と色麻町さんにつきましては1回につき5,000円、大崎市さんにつきましては1回につき3,000円というような状況になっているところでございます。

以上です。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 任意接種でありますけれども、ここの点がまだ助成金、もうちょっと全額助成していただければ非常に保護者としても接種しやすいと思うので、その点は町長に伺いますけれども、この点、受けやすい予防接種をすべきだと思いますが、最後に伺います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 先ほど申し上げましたように、予防接種の必要性は第1点目の質問で必要だということをお認めしております。そういった中で、先ほど申し上げましたように、もちろん財源というのは限りがありますのでどのように取捨選択していったらいいのかなと思っております。ただ、子育て支援という観点だけから考えますと、先ほど健康課長が申し上げましたように各市町でそれぞれ助成の額が違ってまいります。そういった意味で、私はこういったようなものをいい意味での差別化ということも検討の内容に入れて考えていきたいと思っております。（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

次に、11番門田善則君、登壇願います。

〔11番 門田善則君登壇〕

○11番（門田善則君） それでは、今議長のお許しが出ましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

その前に、昨日の議会でもお話あったんですが、5月31日に当町にウェルファムフーズさんが開業するということになりましたことをこの議会中にお聴きしたわけですが、五、六年前に私が議会にいたときに話が持ち上がり、そしてこういった経緯の中でやっとオープンできるということは私にとってもまた町にとっても大変喜ばしいことではないかなと思われまますので、今後も何とか町を挙げて応援できればいいのかなと思っております。

さて、私の質疑であります、ここの命題を見ていただければ分かるとおりは町長においても常日頃から考えていることではないかなと思われまますけれども、あえて一般質問で取り上げさせていただいたのは、やっぱり前者も言われましたように町に活気がちょっと薄れてきている部分もありますので、そういった観点からこういった戦略を持ってもう少しにぎわいのあるまちづくりができないかなと、そういうふうな思いの中での質疑でありますのでよろしく町長にはお願い申し上げたいと思います。

箕岳山を中心とした観光戦略についてということになりますが、1として交流人口を増やす工夫をやられたらどうだと、考えはどうなんだというようなことでございます。

また2番目といたしましては、箕峯寺を涌谷町としてどのように考えておられるのか、そういった点もお聴きしたいと思っておりますし、3番目になりますと涌谷町のシンボルといえます箕岳山でありますから、その山から私もまだ見たことはないんですが雲海が見えると、これは相当この地域におかれましてはすごくいい山

だなど思っております。私もその時期になったら見に行きたいとは思っておりますが、そういったこともこの戦略に生かせないのかなど。

また、この辺では唯一のゴルフ場があります。そういった面でも、ゴルフ場は開業以来涌谷町の土地を3分の2お借りして開業しているわけでございます。そういった中で、当初ゴルフ場は町民に何かお返しできるものはないかということで5月たしか5日だったと思うんですが1日開放デーといって町民を広くご招待してゴルフ場でいろいろ子供たちを遊ばせたりというようなこともあったかと思いますが、今それが全然ないように思いますので、その辺についても併せてお聴きできればありがたいのかなと思いますので、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。登壇願います。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 質問項目の1の籠岳山を中心とした観光戦略についてというご質問でございます。

質問要旨1点目の、交流人口を増やす工夫などをすべきではないかのご質問でございますが、今回の議会の心配あるいは町民の皆様の心配というのは、今回の議会を通してその不活発になってきていることを何とか払拭していただきたいという考えが強いなという感じを承っております。そういった中で交流人口を増やすことは移住や定住を推進することと同じくらい重要と考えております。昨日の6番議員の質問におきましても、既存のイベントの見直しがなされてもよいのではとの質問もございましたが、まずは既存のイベントを中心にPRを行いながら交流人口を増やす努力と、日本遺産に認定されております「みちのくGOLD浪漫」をこれまで以上に発信し関係市町を周遊することで交流人口を増やす努力をしまいたいと考えております。

2点目の、籠峯寺を町としてどのように考えるかのご質問でございますが、当町はかつての治外法権の場所でもあります。籠岳山を中心とした自然豊かな丘陵地で、その周辺には無夷山籠峯寺、黄金山神社また成沢地区には産金露天掘跡地があり、天平ろまん館、追戸横穴古墳群などの歴史的な資源が分布しております。その中で籠岳山山頂に鎮座する籠峯寺は、世界農業遺産や県の無形文化財に指定されている白山社の正月神事、県の有形文化財に指定されている観音堂、天台密教の秘宝であります採燈大護摩供など地域の歴史と伝統、文化の象徴的な寺院でございます。涌谷町にとりましても重要な寺院と認識しているところでございます。

3点目の、雲海の見える山、ゴルフ場をどのように考えているかのご質問でございますが、籠岳山の雲海につきましても、様々なところで発信して既に知られるようになってきております。また、ゴルフ場では、感染症が流行する中でも屋外でできるスポーツとしてにぎわっているようでございます。石仏広場もキャンプに訪れる人がおりますし、これらの来訪者の方々を増やすことができるよう来年度予算には町道籠岳山線の事業費を計上してございます。それにより、町内外の方々の憩いの場となることを期待しているところでございます。

昨日の一般質問の中で籠岳山内の誘客について本音を少し出してしまいましたけれども、普段は静かな荘厳な山であっても、それだけに多くの人を案内できる魅力的な場所であり、涌谷の町に大きなアクセントをつけられる場所とも思っているところでございます。

以上、1回目の答弁でございます。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

再開は1時といたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（大泉 治君） 再開します。

一般質問を続けます。

11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 先ほどに続きまして、質疑を再開させていただきます。

まず、交流人口を増やすことを工夫してはどうかというお話なんですけれども、町長の意見も聴きましたが、私としては涌谷町のシンボル、これが皆さんはどうか分かりませんが、皆さんが他町村の方から涌谷町のシンボルは何ですかと聴かれたときに何と答えるか。私は、やっぱり篔岳山ですねと、そして秋の山唄にも歌われているその中にもあるんですよというようなお話をするわけですが、町長はどうお考えか分かりませんが、やっぱりそのシンボルを生かして、そして今人口減少に歯止めをかけると昨日からもお話が出ておりましたけれどもすぐに増やす工夫は難しいと思いますから、やっぱり観光客そして交流人口を増やして町を活性化させる、それが一番の今できることではないかなと考えられますが、その辺については、町長、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 前に町村合併、3町の町村合併をする前に南郷の例を挙げますと、何もない田んぼというのは失礼ですけれども、田んぼに土田畑村を造ってそしてかなり多くの方がイベントの会場に訪れているということを何回も見させていただきました。そういうところを見ますと、先ほどアクセントと言いましたけれども、単なる山ではなくて様々な歴史、文化、伝統、そういったようなものがしっかりと内蔵している篔岳山が私どもからすればその何倍も魅力発信できる場所だということを常々思っております。ですからそれをどのような形で表現したらいいのかなと思っておりますけれども、篔岳出身でございますので、雲海の話も出ましたけれども、かつては中学校の野外炊飯のときに足元から石巻方面に雲海が見られてそこで野外炊飯などをして楽しんだという記憶もございますので、やはり人が集まって憩うあるいは楽しむというところには非常にすばらしいものがあるのではないかなと思っておりますし、様々な歴史的なものも、私もかつてやっておりました白山豊年踊りというのものも、前には篔岳、今は秋田で全国種苗交換会なんかやっておりますけれどももともとは篔岳山山頂で種苗の交換をしたりしていたのが記憶がありますのでそういったような古いこと、あるいは最近のことでもある議員さんのお父さんが石仏は、国会議員さんのお父さんがオートキャンプ場に私だったらそれをしたいなという話もありますので、あそこで展開したいことはいっぱいありますので、そこから絞りながら何か一つ踏み出で、それがうまくいけば少しでも二つ、三つとやってみたいなと思っております。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 町長も前々からそういった考え、恐らく議員になってからそしてまた町長になってからそういった考えもあったんだろうと。ただし、その状況がコロナであったり財政状況もあったということで

こういうふうな今の時期なんだろうなと思います。特に、今回当初予算案に道路の予算がついたと見させていただきました。このことも町長の一歩足を踏み出した、箕岳山観光に対しての一歩を踏み出したものではないかなと考えられるところではありますが、しかしながら、じゃあ、どういうふうな形で利用して箕岳山に人を呼ぶかということがこれから重要な部分になってくると思うんです。

その中で箕峯寺がありますけれども、箕峯寺もやっぱり古くから伝統のあるお寺でありまして、京都ですか、また東大寺との交流等も、京都の清水寺との交流もあるように聞いております。これは相当の私としては宝じゃないかなと考えられます。実をいいますと、この一般質問をするに当たって箕岳山に行ってそこに住んでいる方とお話をさせていただきました。時間を取っていただいて本当に大変ありがたい貴重な時間をいただいたなと思っておりますけれども、やっぱり聴いてみますと何とかこの山を人が来るようににぎわわせたいというのは我々地元の人でもそう思うんだということをおっしゃってございました。また、いろいろカタクリだとかいろいろなことをやってみた、でも上がってくるバスが大型ではとても難しいと。前に上がってきたんだけど屋根がぶつかって、すごくそれが観光バス業界では運転手の責任になるらしいんですね、それで運転手はここには上って来られないという判断をするらしいです。そういったことも地元の方にお聴きしたわけでございますけれども、その辺についてはもう町長は最初から、予算もある程度ですけれども今回つけたということで、恐らくその辺についても考えがあるんだろうと思います。そういったことから、私はやっぱりあの箕峯寺を清水寺との関係もあると聴きましたのでそこも含めてやっぱり町としてうまく活用できないのかなと考えます。その辺については、町長、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 観光で大型バスで山まで登るといのは、狭隘な道がありますし質問者が言ったように支障木がございます。ですが、前にそういったような点で道路改良をしないと駄目なのかなという話を申し上げたら、交通関係の人のお話ではそういったような軽微な支障木を伐採、支障のある枝ですね、伐採してそれでも十分山まで登れるということで、やはりその気になれば別にそういったようなことは問題にならないということは聴いております。そういった中で、黄金山神社あるいは涌谷神社がございますけれども、そこで涌谷の伊達の殿様の、先ほどありましたけれどもその流れの中でそういうお宮もありますし、ただ箕岳山の箕峯寺というのは、やはり当時の政府が多分金を目当てに攻め込んできたときにそこに思想的な宗教的な象徴として箕峯寺が建てられてそれが今に至っていると、いわゆる天皇家直轄のいにしへのつながりがあるということでございますので、そういったようなことからしても非常に誇れる場所であると。ですから、この前も行われました白山祭の御弓神事等々で少しずつ人は増えておりますけれども、まずは地元の皆さんが何とかああいう行事に見学という形で結構ですから集まっていたらしくて町内外の人に発信していただければありがたいし、何よりもだんだん宿坊が少なくなっているような気がしますが、そういったような頑張っている住職さんの皆様に励ましの意味でもやはり多くの方が来ていただくというのがまずは大事なのではないかなと思っております。なかなか町内の方々が足を運んでいただけない。これは、乗用車で冬道であっても運転のあまり上手でない私も行きますので大丈夫かなと思っておりますので、そこから町外に向かって発信していただくのが大事だろうとそのように思っておりますので、そういったような啓蒙の仕方もある必要だと思っております。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 今町長が答えられましたとおりに私もそのように思いますし、やっぱり何か宝の山をまだ思うようにうまく表現できていないという感じと有効に……何ていうんですか、使うという表現はおかしいのかもしれませんが、有効に活用されていないというふうな感じがいたします。特に、私、先ほどから町長はそれを、何ていうんですか、天平ろまん館をも含めて黄金街道をとという部分の中でのお話をされておりましたけれども、私ですね、ちょっと残念なことがあるんですね。私も大崎市古川で飲食をすることがたくさんあるんですけども、そこで大崎市出身の女性の方々何人かとお話したこと、20代、30代とあるんですが、日本で初めて金の取れた町ってあなたたち知っていますかとお話したことがあるんですが、古川の人でも知らないんですね。知らない人が多いんですよ。ということは、やっぱり私どもの宣伝力不足というか……何かですね、私たちは当たり前と思っていることが世間ではそう思っていないということ、だから特にそういう部分が認知されていないということは私どもが有効利用していない、この金の取れた町もうまく発信していない、観光にもうまく利用していないという解釈に至ってしまうんですね。ですから、そういうことを踏まえるならばもう少しその町長が思い描いている中尊寺だ、石巻だ、南三陸、そういった部分の中で、気仙沼もそうですけれども、その宣伝の仕方、発信の仕方その麓岳山を中心として考えていくことがこれからは必要ではないかなど。特に、地元の近くの圏域で分からない人がいるということは、やっぱり我々の発信の仕方が下手なんじゃないか、有効にやっていないんじゃないかという気がするんですけども、私も含めて。その辺については、町長、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 全く、全くそのとおりだと私も思っております。やはり、私も町長になりまして口下手なものですから様々なところで道路等々のことであったりいろんな企業誘致であったりでプレゼンをしますけれども、やはりその発信力というか企画力というのは弱いとそうように思っております。通り一遍でやりますと私のようなものはそのセリフどおりにできませんから何をどのように強調したらいいかということが大事だということにも気づきましたし、そういった中で私は発信力が弱いというのが、今まではあまり目立たないようにするというのが美德でありましたけれども、ところが他市町村ではそういったようなことはなく、大したことないといえば失礼ですけどもそういうところも含めてすごいコマーシャルをして人が人を呼んでいるというような形が見えてまいります。ですから、私はその発信力をまず高めるとするのが質問者同様に大事だと、その素材は間違いないんですから必要だと思っております。先ほど敏雄議員に申しあげましたけれども、GOLD浪漫の面的な面で見ますと1,000万人の方がそれぞれの市町に観光客という形、リピーターもいらっしやると思いますけれども来ていただいております。そういった中で涌谷町はどう調べても1.5%から2%ぐらい、いわゆる30万人までいけば最高というぐらいの形で実際は20万人ちょっとだったり、そういう状況というのがまさに発信力がないからだと思っております。ですから、私はGOLD浪漫では会長ということでやっておりますので、その地域、地域をしっかりといいところをご披露しながらそういった中で金が初めて取れた町、涌谷ですよということでこの前も石巻で挨拶させていただきましたが、そして大学の先生等々が間違いなく涌谷が初めての金の取れた町ですよ。そういったようなところから、遠くのお客様がいわゆる金華山詣の中で、地元の人は誰もそういうことは言わないんだけど遠くの人がどうも金華山は金が取れたという解釈

をして今に至っているということをはっきりと申した。ですから、そういった過程の中でほかからも言うていただけない状況がずっと長い間続いているのかなと思っております。ですから、ここを改めて発信力を強めればこの1,000万人の域内の観光客を金の取れた町、初めての金の取れた町として、ルーツとして来ていただければ一番、観光産業的に見れば涌谷町はたった2%あるかないかですから、その1,000万人の方々がこの町に来ていただけるものとそうに思っておりますので、その具体的なことを生涯学習の職員もこの前参加しておりますので、そういった中でアピールをしていきたいとそうに思っております。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） まさにそのとおりかと。町長が感じていることは私も感じていることでありまして、ですから一步前に入る、道路行政から始まり観光開発についても町長の考えを生かしてやっていただければ、もっと発信していただいてそのみちのくGOLD浪漫も利用するというのはおかしいですけども、それに一緒に乗かって涌谷をもっともっとアピールしていったら、先ほどの前者の質疑ではないですけども疲弊という言葉も使われなくて済むのかなと思いますので、その辺をやっていただけたらなど。私も町長と同じ考えですので進めていただければと思います。

次に、雲海の見える山ということで、これはなかなか、県内でも高い山はたくさんありますよ、県内でも。でも、そこに急に行って登って雲海を見ましょうという話はなかなかできないですよ。でも、車で行って見ると。地元の人に聴いたら、結構来るんです。しかしながら、車の駐車場が分からなくて人の家の屋敷まで車が入ってくる人もいるんだと。でも、おかげさまで笠峯寺で前の旧笠岳観光会館の跡地と建物を購入したそうでございます。だからあそこにも今度車は置けるという話をされていましたが、しかしながらそこからの雲海はあまり見えないそうです。やっぱり見えるのは、旧観光センターの跡地というかその駐車場、そこからの眺めは豊里方面とか石巻方面に見えるんだと思うんですけども最高らしいですね。地元の方が言うにはそういったことでした。私も今度確認、4月末か5月には行ってみたいと思っておりますけれども。ですから、町長ね、こういうふうな山なんですよ、なかなかないんですよ、近くで。だから県内からもそういったことであれば来れると思うんです。そのときに仮に今だとはやっているのがキッチンカーってありますよね、そのキッチンカーが何台も来て、何ていうんですか、ホットドッグだとか極端に言ったら焼き鳥だとかいろんなもののキッチンカーがありますよ、そこを笠岳山のその今、何ていうんですか、駐車場があるところがキッチンカースペースにして、そして雲海を見に来た人は観光会館のほうの駐車場に止めていただいてというやり方で、歩いてきて観光センターみたいな駐車場まで行ってというふうに描いたら何かにぎやかなところだなと思ってもらえるんじゃないかという、私の発想ですけども、そういうこともお金をかけないで正直にできると思うんですね。

それともう一つは、相当古くなりますけれども宮城県内でも屈指のゴルフ場も抱えている、山の中にあるわけです。私の記憶であれば、このゴルフ場を開場するときに町と一丸となってやったようなお話も聞いたことがございます。その中で、町民もこのゴルフ場はこういうんだよということで開場以来5月たしか5日だったかと思うんですけどもゴルフ場を1日開放デー、町民に1日開放してゴルフ場のよさ、そして遊んでいただければ、緑の芝生の上で遊んでいただきたいということでそういったものがずっと継続されてきたように考えております。しかしながらここ数年、いつやめたのか分かりませんがいい感じもありません。やっ

ぱり涌谷町が3分の2の土地を貸しているわけですから、幾ら企業であっても町の町民にそういった機会を与えていただけるということはあってもいいのではないかと。だから、もう一度再開できるように町としてもゴルフ場とお話をさせていただいて、今コロナ禍の中で土地利用代金また税に対しても若干見てあげている部分は町としてあるはずですから、その辺を町民にもう一度そういった機会を与えていただけるのもいいのではないかと感じますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） それでは、私からゴルフ場以外の部分でお話しさせていただきます。

まずもって、前のお話で門田議員さん、町長が言った日本で最初に金が取れたところというもののPRはやはり足りないのかなと思っております。それについては、ベガルタ仙台であったりとかがベガルタゴールドのゴールドは涌谷町をイメージしていますと言っているぐらい、そういうチームカラーにもなっているということです。ですので、そういったところの応援も含めて広めていけたらなど。また、あと宮城県にもお願いする必要があるんじゃないかなと思っておりますけれども、県としても日本で最初に金が取れた県となっているわけですから、その辺のPRについても県にもお願いしてもいいのかなと考えております。

雲海の件でございますけれども、先ほどおっしゃられました旧観光センター跡ですか、そちらにつきましては建物がございまして建物の除却に相当の金額がかかるということで伺っております。ただし、ロケーションは素晴らしいということは同じ意見でございますので、所有者の了解をいただきましてそういったホテルを経営しているようなところに紹介はこの間させていただいております。というのは、先週か先々週の新聞に「スイデンテラス」という田んぼのど真ん中にホテルができたという記事が載っていたんですけども、その経営している会社と知り合いだという方が町内にいらっしゃいまして、その人を通じてそういった田んぼの中でもホテルができるのであれば山の上でもいかがですかということで今紹介をしたところでございます。これはまだすぐにどうのというお話ではございませんけれども、そういったことも所有者の了解を得て、道でございますのでさっき言ったようにご迷惑をかけている部分もありますので、そういった観光事業者が入ってきてそういった名物というか観光拠点になっていけばいいのかなと考えております。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、ゴルフ場については私からご回答させていただきます。

ゴルフ場につきましては、オープンに際しては町一丸となって誘致してオープンにこぎ着けたという経過については認識させていただいております。そのとき以来しばらく5月5日の日、開放デーということで私も小学生ぐらいのときに行ったような記憶もございます。ただ、いつの時点でちょっとやめられたかというのは定かではございませんし、あとそのほかに町民ゴルフ大会とかということでゴルフ場を会場にやらさせていただいて、別の議員さんからも何とか地域貢献ということで協力はいただけないかということをご意見頂戴しておりましたところで、ゴルフ場の社長さんがいらっしゃった時等々に地域貢献をぜひやってほしいということで申出はしております。なおさら社長さんはじめ関係者の方がいらっしゃいましたら申出を強くしてまいりたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 今、まちづくり推進課長がおっしゃいました唯一の涌谷町があるのは宮城県、宮城県にあ

るのは涌谷町があるわけで、だから県でもやっぱりそういう面では、今課長が言うようにちょっとPRにもう少してこ入れをしていただくということはやっぱり言うていいんでないかなと私も思います。そういった意味では広く、やっぱり町長がさっき言ったように発信力がやっぱり足らなかったと私も見ているんですよ。だって、古川の人が日本で初めて金の取れた町がどこだか分からないというのが恐らく相当多いんだと思いますよ、その大崎圏域でも。涌谷町民の、仮に、ここに教育委員会もいますけれども、小学生が全員分かるかといったらそれもちょっと疑問ですよ、教育長さんは何というか分からないですけども。ちょっと議題外だと言われても困るからこっちはあれしませんけれども、そういうことも含めて恐らく学校では日本で初めて取れた金の町ということで小学校でも教えているんですよ、恐らく教えているんですかね、教えているんだと思うんです。ということは、涌谷町には認知されていると思うんですよ、小学生には。しかし、美里町に行った場合、古川に行った場合、仮に加美町に行った場合で教えているかといったら教えていないと思いますよね。でも、教えられるような機会をやっぱり発信すべきなんです。だから、そういうことを含めて今まではちょっと足らなかったと思いますので、やっぱりここからは人口減少に歯止めをかけるのも本当に大切なことなんですけれども、取りあえずは交流人口を増やすためにも町長が考えているみちのくGOLD浪漫の中の麓岳山戦略としてとにかく麓岳山を活用させていただくということが大事だと思いますから、そこをね、町長、やっぱり改めてこの麓岳山のよさを分かっていたくためにも発信力を町長自ら先頭に立ってやっていただけないかなと思うし、ゴルフ場の件に関しては町長と社長が一献差し上げてお話をすればこんなことは簡単に恐らく解決する話だと思うし、仮に開放ゲーじゃなくてもいいからゴルフ場がイベントを何かをする、それに涌谷町が協賛してやる、そして町民に来ていただくというふうな何でもいいんだと思うんです。そういうことをやっぱり3分の2土地を借りているんですからそれぐらいのことはしてあげてもいいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） いわゆる発信力が弱いということに尽きるというような形になってまいりましたけれども、私も実はそう思います。一番発信力が強いのは、やっぱりマスコミなんです。マスコミが来たときに、ただロケーションに協力したりいろんな行事を紹介して映してもらい、そのときにしっかりとしたもてなしというのが大事なんです。そして、そのカメラマン兼記者だったりあるいはディレクター、あるいはプロデューサーが来るんならばなおさらおもてなしすることが大事だと、はっきりいって私はそういう根回しが足りないと考えております。まあ、根回しの足りない町長だと皆さんからお叱り受けているのに言うのもなんですけれども、そういったようなことが後からゆっくり効いてくるんですよ。それで、そういったようなことには常に根回しするというので私は頑張りたいなと、考えております。そういった意味で、町長交際費なんていうのは、私のことはどうでもいいからそういうのに使えればいいのかと考えております。そういった中で、その一方ではやはり初めて金の取れたというのはこれは事実に基づいたいわゆる史実でございますので、そうすれば学校教育の中で幼稚園あたりからそのことをしっかりと正確に事実を伝えて、教えるという形よりも伝えるという形でやっていただきたいなと私はそのように希望しております。それが、子供たちは小さい頃のことを覚えておりますから、それが発信力にもなると思うように思っております。そういった中で、先ほど雲海を見るときにキッチンカーということもありました。これは、地元で頑張っている住職さん、あるいはその住職さ

んを支える方々のためにも、そういったような経済的な面から活動が増してきた場合にはそこに還元できるシステムをつくっていかねばやることが出ないのではないかなと思っておりますし、キッチンカーでも一定の人が出たあたりで来ていただいけませんかという話をして、そして利益が得られるならば1台が2台、3台となって、というふうに少なくともそういう所に行けばキッチンカーがあつて何らかの食事あるいは飲み物があるよという形でするのが手っ取り早い形になるのかなと思っております。いずれにしても、そういったようなアクションを取ってやらなければならないし、栗林というか栗なんかも栗が採れますよという仙台辺りのナンバーの車がどんどん来るんだけど何もしないで帰って行くんですね。そこでかつては羊の肉を食べさせたり、そこに滞在していただく何の工夫もないと。だからそういうのを一つの事業があつたらばそれを膨らませていく工夫も一方では足りないので、そういったようなことも総合的に考えながらやはり籠岳山に足を運んでいただくと。そこに来たらば、あとはGOLD浪漫の形の中でこちらの黄金山神社とかそういったようなところで、韓国との交流も実はそういうところから始まったということでどんどんと広げていきたいなとそのように思っておりますので、なかなかまとめ切れませんが私もそのようにしなければならぬと思っておりますし、これはすぐ、すぐというかやってきておりますので、これはやるかやらないかで決めた場合やるようにしてきておりますので進めたいなと思っております。

ゴルフ場は、すばらしいロケーションのゴルフ場でございますので、しっかりとなおさら、いろいろ貢献していただいておりますけれども、なおさらそういったような議会の皆様の考えもありますよということで話させていただきますので、どうぞその辺あたりはもし機会があつたらば一緒に話ししていただければ、ちょっと私苦手なものですから、よろしく願います。（「言われれば行きます」の声あり）

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 私の一般質問、前向きな答弁をいただきました。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでした。

次に、3番黒澤 朗君、登壇願います。

〔3番 黒澤 朗君登壇〕

○3番（黒澤 朗君） 3番黒澤でございます。

議長のお許しを得たので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回の一般質問は、高齢化が進む町、人口が減少してくる少子化問題、様々な問題がある中で何とか町民に一つの希望を提示したいと思ひまして一般質問させていただきます。

要旨といたしましては、今後の町の魅力づくりについて問うでございます。

要旨1といたしまして、町内の子供たちのために幼稚園や小学校を統合し新設すべきではないか。

要旨2といたしまして、全世代の町民が集える公園を整備すべきではないか。

以上2点でございます。よろしく願ひいたします。

○議長（大泉 治君） 教育長。

〔教育長 柴 有司君登壇〕

○教育長（柴 有司君） 3番黒澤 朗議員の一般質問にお答えいたします。

涌谷町の子供たちのために幼稚園、小学校を統合し新設したほうがよいのではとのご質問でございます。

町立幼稚園、学校の統合再編につきましては、これまで一般質問において黒澤議員はじめ他の議員の皆さんからも同様のご質問を頂戴しておりますが、今後の出生数の推移や民間保育所等の動向また老朽化が進む教育施設の状況などを考慮し検討する旨、お答えしてきたところでございます。

それでは、まず出生数などの現状、幼稚園、学校の再編の検討状況について述べさせていただきます。

初めに、1月末現在の住民基本台帳による幼児数でございますが、学年ごとに集計しますと平成29年度生まれの子供が80名、平成30年度生まれが75名、令和元年度生まれが67名、令和2年度生まれが53名、令和3年度生まれが63名、令和4年度生まれについては42名、令和5年度生まれのお子さんは現時点で41名となっており、ここ2年間の幼児数は平成9年度に比べますと半数近く大きく減少している状況となっております。

次に、再編の検討状況でございますが、幼稚園の再編につきましては令和3年度から定例教育委員会において定期的に検討を行ってまいりました。町長との意見交換の場である総合教育会議においても議題として取り上げていただき、これまで意見交換を重ねているところでございます。今年2月に開催された令和5年度第2回総合教育会議においては、出生者数の減少に伴い、近い将来町立幼稚園とさくらんぼこども園を集約したほうが保護者の保育ニーズにも応えられ効率的に園を運営できるのではないかとの方角性で町長と考えを共有できたものと思っております。具体的な時期や再編の形態につきましては、今後再編検討委員会などで検討して公表できる段階になりましたら改めてご報告いたす予定でございます。なお、小学校の再編につきましても並行して検討してまいりますが、まずは幼稚園の再編を先行して検討してまいります。町立幼稚園の配置、小中学校の配置については、まちづくりの根幹の一つと考えておりますので、今後町、議会、地域とも相談しながら適切な教育環境の整備に努めてまいりたいと思っております。

今後とも議員皆様のご理解、ご協力をお願いしまして私からの答弁とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 町長。登壇願います。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） それでは、同じく涌谷町の子供たちのために幼稚園、小学校を統合し新設したほうがよいのではとご質問に対して私からも答弁をさせていただきます。

教育長が、なんか泣きながらご報告しているようで大変苦しいのかなと思って心配しておりますけれども、私から町立幼稚園、学校の再編について考え方を述べさせていただきます。

ただいま柴教育長から答弁がありましたとおり出生数の大幅な減少、施設の老朽化などを考慮いたしますと、幼稚園につきましては集約し保護者の皆様の子育てニーズに応えていくのが現時点において最善のかなと考えております。この子育てニーズというのは、いわゆる昨今の保育、ゼロ歳児から5歳児まであるいは1歳児から5歳児までというような形の中で保育園ニーズというのが常識的なニーズと捉えておりますので、そういったものに合わせまして現時点におきましてはそのほうが最善の方策ではないのかなと考えているところでございます。今後、再編の検討委員会からの答申などを基に、保護者の皆様のご理解をいただけるように方針を決定してまいりたいと考えております。

小学校につきましても、幼稚園同様今後の児童数の推移や学校施設の状況などを考慮して、どのような形が子供たちのためによいのか教育委員会と十分に協議を重ねた上で方針を決定してまいりたいと考えておりますの

で、今後とも議員の皆様のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、1回目、黒澤議員の答弁といたします。（「町長、要旨2について」の声あり）失礼しました。

それでは2点目の、全世代の町民が憩える公園を整備すべきではないのかとのご質問でございます。

現在町で管理している公園広場につきましては、都市公園である城山公園と中央公園のほか5か所ございます。公園は、景観形成や環境維持の目的のほかに災害時における防災拠点や地域のコミュニティ活動の場として、また子供たちの遊び場として、さらにはその子供たちを通してのママ友、パパ友の交流の場としても利用され、子供たちの健全な育成を図る上でも重要な役割を担う施設でございます。しかし、これらの公園等の維持管理に係る費用は、財政的な制約から抑制しなければならない状況でございます。除草等を職員の直営作業で合わせながら対応しているところでございます。こうした現在の厳しい財政状況におきましては、新たな公園を整備することは難しいものと考えておりますが、既存の施設を適正に維持、活用して皆様のニーズに可能な限り応え、柔軟に運営していくべきと考えているところでございます。

公園は、町民の憩いの場であり地域の活動やふれあい、にぎわいの受皿でございますので、それぞれの公園の特性を生かし、子供から高齢者まで利用したいと思える安全で快適な場所となるよう地域の皆様とともに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） ありがとうございます。

まず初めに、学校問題なんですけれども、昨年の3月会議議会においても教育施設の問題について一般質問したところではございますが、町報で年間の数字ではありますが、人口減少や少子高齢化に伴いここ数年は50人弱という低い出生数のまま推移している状態でございます。今後も減少傾向にあると思われれます。そこで、今後の人口減少対策や少子高齢化に歯止めをかけるためにも、幼稚園を2園、小学校を3校を統合し新設すべきと思うがということで、先ほどは教育長から幼稚園は統合という考えをいただきました。昨年の3月会議におきましても、職務代理者から平成28年ぐらいからこのことは検討しておりましたという答弁はいただいております。

今後、統合により施設や設備を1か所にまとめることができれば、現在より教育資源や人材の効率的な利用が可能となり経済的な観点からもメリットがあると思われれます。今後、児童数が減少することにより各学校の教育環境において充実したプログラムを提供することが難しくなり、複式学級の設置やさらには子供たちが社会教育を学ぶ場として重要な部活動等にも支障が出るものと考えられます。小学校の施設を1か所にまとめれば三つの地域からこのことにより異なる地域で育まれてきた児童同士の交流が促進され、人間形成においても相互協力や理解の機会が町全体に広がっていくのではないのでしょうか。

一昨年の6月会議においても、学校の統合及び小中一貫校とすべきと一般質問した際、子供たちにとって最もよい教育環境はどのような形なのかを検討すると答弁いただきました。今後、どのような検討がなされてきたのかお聴きしたいのと、先ほど教育長からの報告で平成29年から令和5年までずっと児童数を伝えていただきましたが、このとおり減っている状態なのである意味喫緊の課題なのではないかと思われれますが、その辺の所管をお聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 教育長。

○教育長（柴 有司君） お答えいたします。

少子化によって適正な教育環境が保てなくなるということは避けなくてはならないというのは、黒澤議員おっしゃるとおりでありますし、私も全く同感でございます。

小中一貫校について検討をということで、その後どういう検討がなされたかということでございますが、先ほど申し上げたようにまず幼稚園の再編ということを中心に話し合いをしてきております。ですが、小中一貫校についてということで申し上げますと、目指す子供像を共有して9年間連続した教育課程で学んでいくという系統的な学びを目指すという意味では非常に魅力を感じますし大きな教育効果が期待できるものと思っております。ただ、前回も申し上げたように、義務教育学校と小中一貫校というスタイルの違いだとか併設型か隣接型か一体型かといったその校舎のハード面の検討もございますので、小中学校の統合だけでなく小中併せた検討ということで考えてきておりました。

ただ、統合するということはなくなる小学校が西地区、東地区と考えたときに、箕岳地区と考えたときになくなる小学校があるということは、やっぱり地域の人にとっては核となる学校がなくなるその精神的なあるいは思い出の部分だったりというそういう寂しさもあると思いますし、何よりも子供たち、保護者もですけれども、地元住人だとか町の財政状況なども併せて多方面から検討が必要だという案件でございますので、もう少し時間を頂戴して検討していきたいと思っております。

ただ、詳しい財政面の部分については、課長から補足させていただきます。内藤課長にお願いします。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） それでは、小学校を統合したほうが経済的な観点からもメリットがあるのではないかというご質問がありましたが、今普通交付税で小学校1校当たり幾らという形で算定されまして基準財政需要額に見込まれて交付されておるところでございます。その額につきましては、こちらは需要額の算定額ですが1校当たり1,190万円ほど、3校合わせまして3,500万円ほどが交付税の、こちら基準財政需要額ということですのでこの額がそのまま来ているわけではございませんけれども、そういった中で交付税に見込まれてきているという形になっております。これが、1校になりますと単純に交付税の算定額としましては1校分として1,100万円ぐらいの交付税の算定額となるものでございます。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） いろいろ多方面からの影響についてお話しいただきました。財政についても理解するところではございますが、このまま地域のノスタルジーというかそういうのをずっと引きずっていたのでは生徒自体がいなくなってしまうのではないかと。やはり学校を新設して高度な教育カリキュラムを組むことによって内外に対しても物すごいアピールになると思うんです。おかげさまで今年の1月ですか、うちの娘も二十歳になりまして成人式を迎えさせていただきました。中学校はもう合併していたので、西、東、箕岳の同級生がみんないます。その子たちに聴くと、うちの小学校はぼろだったよねとか雨漏りがしたよねとかまだ使っているのみたいな、そういういろいろなもっときれいな学校で学びたかったという感想なんかもあったりして、やっぱり将来世代の子供たちにとっては、これから町で計画を立てている長寿命化計画とかありますけれども、それで90億円以上の金を改修費に入れていくわけですけれども、そういうのをやっているんだったらその町の

内外に対するアピールとして新設してこういう学校をつくと、そういう決断を早くするところには来ているのではないかと。その辺を町長にもお聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 教育長。

○教育長（柴 有司君） では、最初に私から。私、以前富谷の小学校に勤めていたときに、当時トヨタの工場ができるというので保護者の方が学校を見に来るんですね。そして学校の環境だとか周辺環境を見てそれから住居を決める、そういう場面に何度も出くわして、ああ、こういう時代なんだな、子供さんの教育を第一に考えて住居を決める、それだけ学校教育に対する期待も大きいんだなということを感じたのを思い出しておりました。

環境が人を作るといいますけれども、環境の大きな要素は一番は私は人だと思っているんですが、もちろん議員がおっしゃるように雨漏りするような校舎で、じゃあ、ちゃんと学べるのかといわれるとそれはちゃんと直さなくちゃいけないと思います。直ちに統合新設は難しいんですけども、時間を要しますが今のところ古くても安全で清潔な校舎、教育環境を保ちながら修繕や補修を繰り返しながらですけどもやっているところでございます。ただ、ずっとこのままではよくないというもおっしゃるとおりですので、町長部局とも相談しながらビジョンを作成していければと思っております。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 黒澤議員のおっしゃっていることは、校舎をとということもあります。同時進行で庁舎の問題もあります。いわゆる公共施設というのが老朽化しているのは全体的にそのままなんですよね。ですから、どのような形で手をつけていったらいいのかなと思っておりますが、私どもの町の行政執行において7割ほどよそからお金をいただきながらやっている自治体、そういった中で財政再建を何とかいたしましたけれども、町民の皆様の前で私が言っているのはごく普通のお付き合いの中でいわゆるこの辺の言葉で冠婚葬祭、いわゆるぎりすべは一丁前にできるようにになりましたけれども、次は車か、その次はうちかと問われますとなかなかそうだねとは言いかねる状況なのが現実でございます。ですから、やはり何かしなければならなかったときは的を絞ってどれから手をつけるかというのは大事なかなと思っております。それで、そういう合意形成というのはやはりプロセスとしては大事なかなと、そのように思っております。理想的な見地から進めればそれはそれでそれなりの意義というのがありますけれども、先ほど教育長が言ったように例えば小中一貫校にする場合にはどのような形にすればいいのかということをやはり十分検討して、それを町民の皆様にご理解いただかないと前に進めないのかなとそのように思っております。特に、箕岳地区は小里小学校、箕岳小学校を廃して、そして箕岳中学校も廃して白山小学校というのがあります。そういった形の中で地域の皆様方が非常にノスタルジーといいますけれども、やはり尋常でないノスタルジー、それを断念していただきながら進めてきた経緯も、私も議員時代から説明の中で見させていただいておりますけれども、そういったようなこともありますのでもう少しここは慎重に考えたいと思っております。

ただ、子供たちが外に向かって様々な自分の集団の中で自分の個性を磨きながら、願わくばグローバルな人間と育つためには、小さいところで育った経験しかない人は一度たじろぐ場面がありますので、そういったようなことを考えるとやはり質問者と同じように少しでも早くという気持ちはございますけれども、財政的な面からちょっと難しいところもございます。ですから今回は、幼稚園のことにおおむね的を絞りながら話を進めて

きたところでございます。

ただ、子供たちに関しては、中学校の例を見ますと少しは戸惑ってもすぐに適応してその中で十分羽を広げておりますので、そういうところもご父兄の皆様方に示しながら、やがてはそういう方向に向かわなければならないということも知っております。ただ、その中でどうするのかと言われてもやはりちょっと難しいんですよ、こいつね。だから、ただ合意形成だけはしっかりしておいて、やるときはやるという形にしなければならないと思っておりますし、金がなくてもいわゆる借財あるいは様々な、隣の美里町の統合中学校の例を見ますと結構大変ですけどもいろんなやり方もあるなということを見ておりますので、今金がなくても徐々にお返しするという手法もありますし、やるときはやらなければならないと思っております。ただ、やはり実務的に見ますとやはり思いがけない5億円とかなんとか想定外の初期投資が迫られていることもありますので、その辺は十分参酌してやらなければ全くこれまでの事業というのが組めなくなるおそれもございまして、それは慎重に考えていきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 町長のお話をいただきまして、教育長の話も理解するところではございます。今後ともこれからの時代を背負っていく子供たちのために何が一番大事なのかということを考えていただきまして、行政を進めていただきたいと思っております。

次に、公園問題のほうに入りますけれども、要旨2のほうの。

当町は、他町村と比べても公園面積が少ないと聞いております。最近では、児童遊園の公園や八雲児童館の遊具の撤去など公園の廃止が続いております。やはり、町民が集える公園があるということは、子育て世代の交流の場としてではなく、各年代層の町民同士の理解や結束を高め生活の質を向上させるためにも重要であると考えます。都市公園は、子供たちが遊ぶだけではなくて、空間を提供するだけで自然環境の保護や社交の場として役に立つ可能性があります。最近の他町村を見れば、道の駅付近に遊具を備え芝の張られた公園があったり、市街地近隣の住民が歩いても車でも行けるような地域に公園が設置されているのを多く見受けられます。我が町に当てはめると、例えば公民館周辺をスポーツ、レクリエーション、カルチャーの拠点として整備してはいかがか。その辺を町長の所管をお聴きしたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 町長。（「自席で」の声あり）

○町長（遠藤 稔君） 改めまして答弁申し上げます。

子供たちのみならず大人としても憩いの場としての公園というのは、こういったような制度で前にも久元議員もこういった面で尋ねられたことがございますけれども、やはりこの決められた面積は必要ですよという中からみますと、やはり二十二、三%ぐらいしか確保されていないというのも事実でございますので、そういったようなことは気にせざるを得ない。それから、涌谷町内ではありませんけれども、仙台方面なんかこういった公園等々を見ますと、やはり先ほど申し上げましたように子供を通して大人の交流が進んでいるというのを常に見ますので、公園というのはやはり大事なところだなと思っております。一方では、農村部に行きますと全体が公園といえば公園みたいな感じがしますので、特にそういう意味で私の認識というのはどうしても薄まってしまふんでありますけれども、前にスポーツ公園という考えがありました。そこにそういうのがありますと、施政方針で申し上げましたように、子供たちに対してはできるだけ無料のような形で開放して十分スポー

ツを楽しんでもらうとしますと当然大人も集まってくるだろうと思いますので、それをどういう形にすれば既存の施設をそんなにお金をあるいは設備投資もしないで公園化できるのかなというのは、具体的な形の中でやはり考えなければならないのかなと思っております。ですから、あの場所はスポーツをする人、それを見て楽しむ人、そしてそれを横目で見ながら自分たちの散策あるいは交流の場にするというイメージのスポーツ公園というのができれば私自身もいいなと思っております。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 私もその点は同感でございます。

例えば、公民館周辺がそのような施設になったとして、町長に想像していただきたいんですけども、ある春の日曜日、天気は快晴、年配者はいつものようにパークゴルフを楽しんでいます。その隣のエリアでは、子育て世代のママ友がキッチンカーで購入したクレープを食べながら情報交換をしています。目の前では、ちっちゃい子供たちが遊んでおります。その隣のエリアでは、成人の男女が芝生の上でバドミントンをして遊んでいます。その中で一つのカップルができました。ここで出会って、この秋に結婚しますみたいな、そういう何とか町民にとって思い出になるようなきれいな公園が欲しいと思うのであります。そんな町民各位が集える拠点を整備して、さらに防災施設を兼ねた施設を併設すれば、9の2、9の3、人口密集地又は10区の住民の生命も守れるような形にはなるのではないかと考えますが、その辺の所感もお聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） この件に関しましては、具体的な質問でなくいわゆる政策的なことであろうと思いますので私から答えますけれども、やはり質問者が言ったように、特に仙台方面から夜に帰ってくるとあそこにライトアップというんですか、ナイターで野球だったり様々なものをやっているというのはやはり明るいというのは町のイメージではいいんですよ。やっぱりそういうところが本当の意味での涌谷町の新しい玄関になるのではないのかなと、そのように思っております。先ほど学校施設等の質問がございました。その前は人口減少をどう食い止めて、ならば増加に増やす考えはないのかという、もちろんそのことと、それから先ほどのように現実の人口動態を見てそれにしっかりと対処すべきという、やはりちょっと難しい両面がございますのでそういう意味で非常に厳しい感じではおりますけれども、こういったようなことではやはり人を増やす、それから交流人口だったりあるいは様々な形でふるさとに戻ってきた人たちとかなんかを対象とした関係人口、意外と住みよいかからここに帰ってこようかなとか定着しようかなということもそういった関係人口の中では期待もできる場所もございまして、この辺はどのような形でどのような財源を用意してやるのかなということも改めて考えさせていただきたいなと思っております。防災の話もございました。大雨では多分対応できないと思いますけれども、今回の地震などの時には一時的に避難する場所としてはやはり安全なのかなと思っておりますのでそういったようなことも考えて、もしそういうことを考えるのであれば少なくともソーラー街灯のような形の中で利益が取れなくても明るさを保つというそういった面を考えながら膨らませてみたいなと思います。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 現在、国においても平成29年施行の都市緑地法等の一部を改正する法律についてにおいても、背景においては必要性においてまちづくりに当たって公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多

面的な機能を発揮、緑豊かなまちづくりに向けては1人当たりの公園面積が少ない地域が存在するなどの課題が顕在化している。また地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界があるということで、Park-PFI制度とかいろいろ国でも様々な施策が出ています。この辺は検討したことはあるかお聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（小野伸二君） 様々な公園に係る事業についての検討ということだと思われませんが、一番最初に町長が答弁されたようになかなか新しい公園というのがこれまで計画をされてきてはおりませんでした。というのは、昨日もちよっとお話しさせてもらったんですけども、なかなか維持管理ですね、施設の維持管理というのがメインとなってしまったのでなかなか新しい、更なる維持管理がかかる分というのがなかなか一歩も踏み出せないでおったのが現状でございます。そのため、今お話がありました様々な事業、それについては検討はしていないところでございます。ただ、その前に町長がいろいろ、その前の質問でお答えされておりますので、もう少し担当課といたしましてはいろいろな事業とかどういったものがあるのかというのを見つけて検討してまいりたいなと思います。

終わります。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） ありがとうございます。やはり、若い子育て世代の住民は自然との触れ合いや四季折々の風景を楽しみ、そこで遊ぶ子供たちは創造性や創造力を豊かにすることができます。ただいままでお話ししてきたことは、今後のまちづくりにとって大きなツールになると思われませんが、さらに先ほど掲げた防災施設を併設すればという点を盛り込めば、町民の命を守る拠点づくりにもなります。今後ともいろいろ検討していただきまして、町民の幸せのために鋭意努力していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

再開は2時20分といたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時20分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。



◎同意第1号及び同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大泉 治君） 日程第2、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてと日程第3、同意第

2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、それぞれ関連がございますので一括議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 同意第1号から第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の任期が、令和6年3月31日をもって任期満了となりますので、熊谷健一氏を選任いたし、斎藤正俊氏につきましては引き続き委員に選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして議会の同意を求めます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。



### ◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大泉 治君） 日程第4、同意第3号 情報公開・個人情報保護審査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 同意第3号の提案の理由を申し上げます。

涌谷町情報公開・個人情報保護審査委員会委員の戸澤準一氏から、令和6年1月11日付で退職届が提出されましたので、新たに三塚さき氏を選任いたしたいので、涌谷町情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより同意第3号 情報公開・個人情報保護審査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、同意第3号 情報公開・個人情報保護審査委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。



#### ◎諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大泉 治君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 諮問第1号の提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員村上和郎氏は、令和6年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き村上和郎氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を賜りたく提案するものでございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり答申することに決しました。



#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第6、議案第8号 涌谷町監査委員条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第8号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、条例の根拠規定が条ずれをすることから整合性を図るとともに、現在10月と2月に実施しております定期監査について、監査をより充実させるために10月と1月に改正をするものでございます。

詳細につきましては、担当書記長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（大泉 治君） お諮りいたします。ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号 涌谷町監査委員条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 涌谷町監査委員条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第9号及び議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第7、議案第9号 涌谷町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例と日程第8、議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例は、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（遠藤 稔君） ただいま一括上程されました議案第9号及び議案第10号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の定年年齢が改正されたことに伴う各種関係条例の整備を令和4年12月会議においてお認めいただいたところでございますが、その内容について改めて整理いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（大泉 治君） お諮りいたします。ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号 涌谷町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 涌谷町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第9、議案第11号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第11号の提案の理由を申し上げます。

病院事業管理者の給与については、病院事業管理者就任時に病院の収入を増やす努力をしながら同時に支出の減を図っていく、その実践として自らの給与減額をとの申出がありまして、その強い意志を真摯に受け止め減額をいたしておりましたが、令和6年度についても同様の申出がございまして引き続き減額いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 副センター長兼総務管理課長。

○町民医療福祉副センター長兼国民健康保険病院総務管理課参事兼課長（木村 智香子君） 議案第11号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書につきましては20ページ、新旧対照表におきましては22ページとなっております。

新旧対照表をもってご説明いたします。

ただいま町長からの提案理由にもありましたように、附則に35号を加え、令和6年度における給料月額の変額等を規定しております。

病院事業管理者であります前沢政次センター長の給料月額につきまして、就任時から令和6年3月31日まで給料月額から30万円を減額することとしておりましたが、令和7年3月31日まで1年間延長するものでございます。

議案書にお戻りください。20ページになります。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 町長の説明と今副センター長の説明を聞いたんですけれども、私としては6年度30万円、本人からの申出ということなんです、引く必要は本当はないんじゃないかなと思います。それはなぜかというと、本人のその努力している姿また病院の患者のお話等を総合して鑑みると私はカットはいらないのではないかなと思いますが、本人の意思は固いんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 雄君） 昨年度も同様の質問をいただいております。そういった中で今回もこのような申出がございました。

やはり先生におかれましてはそういった姿勢を崩したくないという気持ちが強いのかなと思っております。もちろんあまりそういう物理的に我慢なされるとかえっていろいろまくないこともありますので、何とか正常時の支払いで、そしてその上で踏ん張っていただきたいなという感じは常日頃から申し上げておりますけれども、今回もなかなか固いということでございます。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） もうとにかく本人の申出と今町長が言われるように、町長がそういうふうなお話をしても本人がそうだとすることであれば、これはしょうがないのかなという感じで認めざるを得ないのかなと思いますけれども、ただ申し添えておきたいのは、副センター長からぜひ言ってほしいんですけれども、今日の議会で減らすことはないんじゃないかという議員からの質疑があつて、なんか大半ではないけれどもそういう意見があつたということだけ申し添えてほしいなと思いますけれどもよろしくお願ひします。

○議長（大泉 治君） 副センター長。

○町民医療福祉副センター長兼国民健康保険病院総務管理課参事兼課長（木村智香子君） 承知いたしました。就任の時もそのような議員さんからお話がありましたこともご本人に話しております。

以上です。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大泉 治君） 起立多数であります。よって、議案第11号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第10、議案第12号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第12号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、令和6年度から会計年度任用職員においても勤勉手当を支給することとなったことから、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） では、議案第12号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書につきましては21ページ、新旧対照表につきましては23ページからとなります。

説明につきましては、新旧対照表をもって説明させていただきます。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたように、このたび地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができることの所要の手続を行うものでございます。

まず、第3条でございます。

会計年度任用職員の給与といたしまして、これまで支給されておられませんでした勤勉手当が加わるものでございます。

また、16条の2といたしまして、勤勉手当としてその対象者あるいは支給方法について規定するものでございます。

27条におきまして、期末手当としてその条文が変わることによって条文は変わるものでございます。

次のページでございます。

27条の2といたしまして、勤勉手当についてその支給対象、その支給方法等を規定するものでございます。

第2条関係といたしまして、涌谷町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例といたしまして、同じく今後支給されます勤勉手当について規定するものでございます。

第3条におきましても、涌谷町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例といたしまして勤勉手当を加えるものでございます。

第4条関係といたしまして、涌谷町職員の育児休業等に関する条例として関係する部分につきまして、今回削除あるいは新たに付け加える文言を加えるものでございます。

では、議案書22ページにお戻りいただければと思います。

附則といたしまして、この条例につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明は終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 今の説明で支給することができるということで条例に上げているということは支給すると解釈してよろしいかと思うんですけれども、どの程度の率で支給されるのか、その辺は具体的に出ていれば教えていただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 去る11月の議会におきまして説明させていただいております。

令和6年度以降の会計年度任用職員につきましては、6月期で1.025、12月期についても1.025、年間といたしましては勤勉手当として2.050となっております。

以上です。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 会計年度職員は、年の契約ということで解釈していますけれども、これは勤続年数が続けば昇給とかがあると私も記憶しているんですけれども、それは当然そういう役場というか、町に勤務していて2年、3年となれば当然昇給があると思うんですけれども、こちらも当然それに倣ってパーセンテージは同じになるんだけれども上がっていく可能性はあると。それで、継続して採用する、しないのその規定とかそういうものはきちんと内規で定まっているのかどうか、その辺も併せてお伺いします。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） まず、会計年度任用職員の雇用についての基準については、内規で定めさせていただいているところでございます。

給与につきましては、同じように給与の職員級を踏まえながら給与設定をしているところでございまして、これらの給与が上がったことに伴って当然こちらの率についても上がるものとなっております。

以上です。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第12号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第11、議案第13号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雄君） 議案第13号の提案の理由を申し上げます。

本案は、介護保険法第117条の規定に基づき策定する第9期介護保険事業計画の計画期間である令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料を定めようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） それでは、議案第13号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

初めに、条文説明の前に介護保険料の算定に当たっての説明をしたいと思っております。

介護保険事業計画につきましては、3年ごとに見直しを行っており、今回令和6年度から令和8年度までを期間といたします第9期介護保険事業計画を策定したところでございます。

第1号被保険者における第9期介護保険料の基準額月額につきましては、3年間の各種サービス料や給付見込額等に基づきまして厚労省が運営しているシステムにおいて算定作業を行い、また今回は保険料の増加を抑えるため基金の取崩しを3年間で5,790万円を行うことで、第9期介護保険料の基準額月額を第8期を維持して6,000円と算定したものでございます。

保険料の算定に当たっての説明は以上となりますが、続きまして税務課から条文の説明等の内容について行いたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課参事兼課長（紺野 哲君） それでは、私から条文についての説明を行います。

議案書は23ページ、24ページ、新旧対照表は27ページ、28ページでございます。

今回の条例改正につきましては、介護保険法施行令等の一部改正が令和6年4月1日から施行されることに伴う改正でございます。

内容については資料で行いますので3月会議資料、資料2の1ページをお開き願います。

資料は、第8期と第9期の比較を記載しております。

まず、保険料の段階についてでございますが、これまでは9段階だったものを13段階に改正いたします。これは、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から所得再配分機能を強化するというので、低所得者の保険料上昇の抑制を図るためというので行なう改正でございます。

資料の左側に段階を記載しております。第10段階から第13段階が増えた部分でございます。網かけをしております。

区分の第8期、第9期の列をご覧ください。所得階層でございますが、第8期の際は合計所得額が320万円以上の方を第9段階としておりましたが、第9期では10段階の420万円以上から13段階の720万円以上まで100万円ずつ所得金額により段階を増やすということを行っております。表の右側の列に、第8期と第9期の比較を記載していますが、軽減措置後でお話しいたしますと第1段階から第3段階では月額90円、年額で1,080円減額になっております。新設されました、下のほうにありますが高所得者層の10段階から13段階では月額で1,200円から4,200円、年額にしますと1万4,400円から5万400円の増額となっております。第9期の月額を見ていただくと、真ん中のほう、第5段階の月額基準額として6,000円を基準額としておりますが、第1段階の月額1,710円から下のほう13段階の月額1万4,400円まで段階ごとの保険料が確認いただけますのでご確認いただければと思います。

それでは、新旧対照表27ページをご覧ください。

第3条では、期間を令和6年度から令和8年度までに改めまして、年額での記載としておりますが第1段階から第3段階の減額、それから10段階から13段階を加えるという改正でございます。

いろいろ資料が飛びまして申し訳ございません。議案書の23ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行期日としてこの条例は令和6年4月1日から施行するものといたしまして、第2項として経過措置を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号及び議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第12、議案第14号 涌谷町水道事業給水条例の一部を改正する条例と日程第13、議案第15号 涌谷町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例は、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） ただいま一括上程されました議案第14号及び議案第15号の提案の理由を申し上げます。

本案は、水道法の一部を改正する法律が公布され、水道法による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管する改正について令和6年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（大泉 治君） お諮りいたします。ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号 涌谷町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 涌谷町水道事業給水条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号 涌谷町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 涌谷町水道布設工事監督者の配置基準及び資

格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第14、議案第16号 涌谷町下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雄君） 議案第16号の提案の理由を申し上げます。

本案は、尾切地区に新設される工場の公共下水道への接続に伴い区域面積を追加する必要があり、事業の変更協議が整う見込みとなったことから、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。（「説明省略」の声あり）

お諮りいたします。ただいま説明省略の声がございましたけれども、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号 涌谷町下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 涌谷町下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号から議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第15、議案第17号 涌谷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例から日程第18、議案第20号 涌谷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○議長（大泉 治君） ただいま一括上程されました議案第17号から議案第20号の提案の理由を申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布に伴い、関係条例の一部改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木久美子君） それでは、議案第17号から第20号まで一括でご説明させていただきます。

議案書は28ページから、新旧対照表は32ページからになります。

今回の条例改正4案につきまして改正の概要についてまとめておりますので、資料に基づきご説明させていただきます。3月会議資料2の2ページをお開き願います。

条例改正の概要でございます。

1、改正の趣旨でございますが、国の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年1月25日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、省令を基準とする町条例の一部を改正するものでございます。

改正条例につきましては、記載のとおり1から4までの四つの条例となります。

施行期日でございますが、令和6年4月1日としておりますが、一部各条例の附則において改正内容の経過措置について定めております。

改正の主な内容でございますが、（1）に全サービスに共通し、改正条例1から4にわたる改正について記載しております。内容といたしまして、①書面掲示規制の見直しで、事業所の運営規程の概要などの重要事項をウェブサイトで公表することを新たに義務づけ、1年間の経過措置がついております。②管理者の兼務範囲の明確化で、提供する介護サービスの質を担保しつつ、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくとも差し支えない旨を明確化しております。③身体的拘束の適正化の推進で、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務づけ、1年間の義務づけを努力義務に緩和する経過措置がついております。緊急、やむを得ない場合を除き身体的拘束等の禁止、また身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけとなっております。④磁気ディスクやシー・ディー・ロムといった特定の記録媒体名を削り、幅広い媒体の使用が可能である旨を明確化する改正等となっております。

その他、次の（2）多機能系サービス、居住系サービス、施設系サービスに共通する改正以降、ページをめくっていただきまして次のページ、3ページになりますが（7）施設系サービスに係る改正まで、各改正条例における主な改正内容について記載しておりますが、それぞれ関連する条例において基準の見直し等国の基準に従い所要の改正を行っております。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号 涌谷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号 涌谷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号 涌谷町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号 涌谷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第19、議案第21号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第21号の提案の理由を申し上げます。

本案は、町が条例で特定教育・保育施設の運営基準を定める際に従うべき基準を定める内閣府令の改正が行われたため、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当室長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は53ページ、新旧対照表は107ページからになります。

本案は、町長が提案理由で申し上げましたとおり町が条例で特定教育・保育施設の運営基準を定める際に従うべき基準を定める内閣府令の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容につきまして新旧対照表でご説明いたしますので、107ページをお開き願います。

第23条に規定されている施設の重要事項の書面掲示の義務づけが見直され、書面掲示に加えインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととされたため改正するものです。

次の第36条第3項中には、第6条第2項中の特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下、この項において同じ）を読み替える規定の追加を行います。

次の108ページ、109ページをお開き願います。

第53条第2項第2号の磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等の使用による記録の交付を定めた規定について、新たな情報通信技術の導入、活用に対応する観点から特定の媒体以外の幅広い媒体の使用が可能である旨を明確化するため、特定の媒体名を削り抽象的な規定に改める改正となります。

議案書53ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第20、議案第22号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第22号の提案の理由を申し上げます。

本案は、大崎地域広域行政事務組合規約第3条に規定する組合の共同処理する事務のうち同条第7号に規定する福祉型児童発達支援センター（大崎広域ほなみ園）の設置、管理及び運営について、令和4年6月8日に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、引用条項及び文言の整理を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（大泉 治君） ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。



#### ◎散会の宣告

○議長（大泉 治君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたしたいと思います。大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時10分